

第百七十一回国会
衆議院
外務委員会
議 録 第 二 号

平成二十一年三月十三日(金曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 河野 太郎君

理事 小野寺五典君 理事 松島みどり君

理事 三原 朝彦君 理事 山中 燁子君

理事 近藤 昭一君 理事 武正 公一君

理事 伊藤 渉君

逢沢 一郎君

小野 次郎君

篠田 陽介君

鈴木 馨祐君

西村 康稔君

山内 康一君

池田 元久君

田中眞紀子君

松原 仁君

笠井 亮君

猪口 邦子君

木原 稔君

柴山 昌彦君

中山 泰秀君

御法川信英君

山口 泰明君

篠原 孝君

鉢呂 吉雄君

丸谷 佳織君

保坂 展人君

委員の異動

三月十三日

辞任

辻元 清美君

同日

辞任

保坂 展人君

補欠選任

保坂 展人君

三月十二日

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

国際情勢に関する件

河野委員長

これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として独立行政法人国際協力機構理事橋本栄治君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として外務省大臣官房長河相周夫君、大臣官房審議官石川和秀君、大臣官房参事官石井正文君、大臣官房参事官山田彰君、北米局長梅本和義君、欧州局長谷崎泰明君、内閣官房内閣審議官福島克臣君、内閣参事官山本条太君、内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室長兼内閣府大臣官房拉致被害者等支援担当室長河内隆君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三原朝彦君。

○三原委員 おととい、実は私は青山の国連大学で、去年の五月にあったTICAD IVのフォローアップ会議の一環として行われた、南部スーダンのCPA、和平と開発に関するセミナーというのがありまして、午前中ちよつと時間があつたからセミナーを聞きに行ってきたんです。そこで、私が去年の夏、同僚議員と一緒にスーダンの南部の方、ジュバに行ったときにお会いした大臣とも、ベンジャミンさんという人もスピーチされたので、その後でお会いして旧交を温めたりしました。

二〇〇五年に、北と南、つまりハルトツーム政権と南の方の一九五〇年代からのあつれき、死者が今まで三十万になったとか言っていましたけれども、そういうのがやつと落ちついて四年ぐらいたつたのかな、そのときに至っているわけで、そ

ういう状況の中で我が国が、ただただTICAD IVでの経済とか気候変動だけじゃなくて、一歩踏み込んで、やはり安定のない平和のないところには開発もできませんから、そういうことにまで日本に来て議論しましょうと言ったことは、私はい

いことだったと思うんです。

そのときに中曽根大臣もお出になつてスピーチされましたので、ですから自画自賛めくかもしれないが、大臣の方から、今回行われたその意義、そして、集まって話したから成果が出るわけではないだろうけれども、どういう方向性とい

いますか、そういうことを今からまた、成果とまで言わないにしても、これから先の我が国の、遠いスーダンで起こっているような、内戦で一触即発の時期が二〇〇七年あたりもあつたんですけれども、そういうことが起こらないで、開発へ向かつて前進するための日本からのお手伝い、そういうことに関しての話をちよつとしていただければと思います。

○中曽根国務大臣 去年十一月でございすけれども、外務省が主催で国連大学におきましてTICAD IVのフォローアップ・シンポジウムを開催いたしました。三原委員には御出席いただいたので、ありがとうございます。

ここでは、南部スーダンを含むアフリカの平和と安定の推進に向けたいろいろな課題につきまして、ルカ・ピオン南部スーダン政府大統領府担当大臣を初めとする国内外の多くの有識者の方々と交えまして活発な議論が行われました。私も、今委員がおっしゃいましたように出席をさせていた

だいてスピーチを行ったんですが、紛争の解決、それから和平合意の達成、実施などを含む平和構築のあらゆる段階における取り組みを強化する、そういう旨のスピーチを行ったところでござい

ます。

第一類第四号

外務委員会議録第二号

平成二十一年三月十三日

第一類第四号

外務委員会議録第二号

平成二十一年三月十三日

第一類第四号

外務委員会議録第二号

平成二十一年三月十三日

第一類第四号

外務委員会議録第二号

平成二十一年三月十三日

第一類第四号

外務委員会議録第二号

平成二十一年三月十三日

第一類第四号

外務委員会議録第二号

平成二十一年三月十三日

第一類第四号

外務委員会議録第二号

平成二十一年三月十三日

第一類第四号

外務委員会議録第二号

平成二十一年三月十三日

このシンポジウムを通じて、スーダンを含むアフリカにおける平和と安定の推進に向けた我が国の方針を示させていただきまして、アフリカの平和と安定に向けての課題について関係者間の理解を深めることができた、そういうふうにご覧しております。

この平和構築の初期段階を含めて、あらゆる段階において取り組みを強化していくとの我が国の方針を表明したところでございます。

○三原委員 スーダンという国は、私はまだ一度しか行ったことがないですけれども、大きなさからいうと日本の七倍ぐらいかな、人口も三千五百万ぐらいいるんですけれども、北の方の首都に行きますと、顔はアラブの顔ですね、宗教的にはムスリム。南の方へ行きますと、背の高い種族の人が多くいますね。今度来た人たちはみんな身長が高い、平均身長は百九十センチぐらいある。冗談で、今日はモンゴルの人が相撲しているけれども、あなたのところも若いのをよこさないと言ったら、アイ・シンク・オブ・イット、わかった、考えておきましょうなんて言われてしまった。ジョークもわかる人たちだなと思つたんですけれども。

南の方の人は、明らかにブラックアフリカ人といえますが、アフリカ人の典型のような人たちで、あなたたちの宗教はと言ったら、アニミズムとクリスチャン、原始宗教という自分たちの土着宗教とキリスト教だと言っていました。

そういうところが、イギリスからの独立以来、やはりいろいろな意味で陰に陽に争いをしてきたわけでしょうけれども、それで、皆さん御承知のように、二〇〇五年になってやっと、北の方のハルツーム政権が、南部により多くの自決の権限を与えて、少し平和なうちにスタートしようということになったんです。御承知かもしれないけれども、PKOも、UNMISというので二〇〇五年から始めたんです。

それで、見ていますと、一つだけちょっと興味を引くというか、うんと思つたのは、国連憲章の

六章じゃなくて七章にも当たるような感じの権限を与えて、国連軍の活動に対してやらせよう。七章で、そういうところがあるんですね。つまり、だれか来たらすると、我々はプロテクトするために初めから守るための戦いはいいぞといううなところとか、詳しくは言いませんけれども、そういうたぐいのことをやろうと一歩踏み込んだ行為があるんですけれども、こういう形の、両者が争いをしないで、PKOを送るのに、我々、五つの条件がありました。それよりちょっとだけ踏み込んだみたいな感じのなか、そこで働いている人たちが困っているようなときには、何か非合法で攻めてきたら、やってもいいという。

それに対して、例えば我が国はPKOを出すときには五原則に基づいてやるようになっていきますけれども、そういうところまで踏み込んだようなUNMISのあれがあるんだけれども、もし我が国が、では国連からそういう条件まで与えられていたとして、何とか、海外ではすごい評価の高いうんとして、ブルヘルメットをかぶせてやらせるようにしてくださいと言われたとしたら、さあ、どういう対応になるんだろうか。初めから一も二もなくノーか、それとも、何かそれに対する協力体制みたいなことを考えられるのか。

つまり、七章にも踏み込んだUNMISの評価について、まずは我が国の考えをちょっと明確に述べてもらいたいということ、それと、このもとで調整員が何人二人ぐらい制服組が行っているんじゃないかな、二人だったかね、その人たちの活動みたいなこともちょっとその中で教えていただきたいと思つます。

○石井政府参考人 事実関係でございますので、私の方から若干答えさせていただきます。

まず、この国連スーダン・ミッション、UNMISでございますが、先生おっしゃいましたとおり、もととは、これは国連事務総長報告でも国連憲章六章下のものとして設立されております。ただ、その中で、この決議の中におきまして、UNMISが国連憲章の七章のもとで行動できる

場合というのが決まっております、これはおっしゃる通りに、要員の安全確保や文民の防護などではないかと思つております。

我が国の平和協力法との関係について申し上げますと、国連決議において国連憲章第七章が言及されている場合でございますも、参加五原則などの国際平和協力法上の要件を満たすものである限り、我が国の参加は法的に可能でございます。

まさにそういうことでございまして、現在、おっしゃいましたように、UNMISには、国連平和協力法に基づき、自衛官二名の方が行かれております。これらの要員の方々は非武装でありまして、一名は兵隊の調整業務、もう一名はデータベースの管理業務を行っております。これらの要員の活動は、国際平和協力法上の要件を満たすものであると考えております。

先生が最初おっしゃいました、七章、これ以上やれという話が来た場合にどうかということでございますが、今御説明いたしましたとおり、参加五原則等の国際平和協力法上の要件を満たす必要がありまして、七章が言及されている場合であっても、その条件を満たすことは可能である限り、我が国の参加は法的に可能だということふう

に、要は、五原則が満たされる限り、七章の場合であっても対応は可能だということふうにご覧しております。

○三原委員 では、参事官、その五原則が満たされておるといっても、その環境で万々が一、今あなたが最初に言つたように、そういう要員の人をプロテクトしたり何かしなきゃならないというような状況になったときには、だつて、急迫不正とか正当防衛とかじゃなくて、文民の人、横の人を手助けすることはいいんですよと書いてあるわけでしょう。

そういうときに、例えば、日本は今二人で、全然、自分で小火器を持つていかないでいつも行っているんだけれども、カンボジアで行つたような数の、四百、五百の人が、部隊が要求されたとし

たらどうしますか。そして、行つたとして、そういう状況にならぬとも限らぬが、私たちは五原則で言つたところで、相手あつてのことだから、そういうのが例えば起こるような状況だつて考えられるじゃない。そうしたら、初めから、今の場合には絶対にスーダンには行かないということなの。

○石井政府参考人 私、ちよつと最後のところを明確に申し上げなかつたと思つます。もう一度申し上げます。

我が国が国連PKOに参加するに当たっては、参加五原則などの国際平和協力法上の要件を満たす必要があるということでございます。ですから、今先生おっしゃいましたような武器使用であるとかそういうことも含めて、こういう条件を満たす必要があるということでございます。

ただ、そういうことを満たす業務を要請される限りにおいては対応は可能ではないか、そういうふうにご覧しております。

○三原委員 余り突つ込まないことにしまして、このあたりは。またじっくりと、いずれあなたと二人で会おう。

いずれにしても、我が国は、直接スーダンとの、我が国の国家利益というのは、利害というのは、中国と違って、今のところはないと同じなんです。中国は去年あたりでも、五十万バレル・パー・デー、オイルが出ているうちの八割を自分でもらつていつているわけ。そのかわり、自分たちは投資してやつたから、プロダクションシェアリングみたいな感じでもらつていつている、こう言つていました。我が国はそこまで民間投資が入つていつたりしているわけじゃないから、直接それほど利害のあるような状況でもない。

ただ、本当に、日本の外交というか、平和希求というか、その国の発展、開発を求めて純に応援しましよという感じで行つてのことなんですけれども、そういうときに、NPOの人も言つていました、やつと私が行つたら、南部のジュバにJICAのセンターというものの、三原さん、ここ

がJICAのセンターになるんですよという場所も行ってきた。建物は悪くなかったけれども、でこぼこのところの、案外町の真ん中なんだけれども、ああ、何か五十年前の日本みたいなどころだと思った、そんなところでしたが、ODAの、つまりJICAを通してのODAの今の状況、それと、どこまで踏み込むつもりか、青年協力隊というのを入れるのか、シニアも入れてこれからどんなやっていくのか、そういうことをちょっと説明してください。

○中曽根国務大臣 まず、国際社会といたしまして、このスーダンの和平プロセスを後押しして、そして、スーダンのみならず、周辺地域の安定のために我が国が関与をし、貢献していくということとは大変大事なことでございます。

そういうところから、経済協力も活用して、今、平和の定着を支援しているところでございますが、昨年の五月にオスロで開催されました第三回スーダン・コンソーシアム会合におきまして、我が国は、南北スーダンのバランス、それから対南部スーダン支援における人道支援から復興開発支援への移行、そして地域格差の是正を念頭に置きながら、これまでの支援に加えまして、当面二億ドルの支援を実施する、そういうことを表明いたしましたして、現在、これを着実に実施しているところでございます。

具体的には、難民それから国内避難民の帰還、社会再統合支援、そして、保健、また水・衛生、教育、基礎的インフラ、こういうものを中心として、国際機関などを活用しながら支援を行っているところでございますが、特にスーダン南部におきましては、職業訓練支援、今委員がおっしゃいましたジュバ市などにおいて、職業訓練支援や保健分野の人材育成、それから理数科教員養成などを実施しているところでございます。

こういう支援の実施に当たりましては、現地の政治や治安情勢、それから南部スーダン政府の支援の受け入れ能力など、こういうものに留意をしていく必要があると考えております。

こうした方針のもと、今後も支援を行っていくと考えてございます。

○三原委員 確かに、我が国は、インフラ、道をつくったり橋をつくったり、上下水道、下までまだ余りいかない、上水道あたりの応援も大切なことだと思えますけれども、やはり何といたしても、我が国、百四十年前の、一八六八年に明治維新が成って明治政府ができて、何でもこまになつてきたのかというのは、つまりは教育が基礎だったんですね。ですから、やはりそのことは常に基本であるということを考えてやっていかなきゃいけないと思います。

今大臣がおっしゃった技術訓練センターみたいなもの、それも、ここがこれからやるんですというのを見てきましたけれども、それは、もちろん我が国にある厚労省関係のいろいろな技術センターみたいな、ボケーショナルセンターがあるけれども、そういうのに比べると、これがセンターかというようなものなんだけれども、しかし、学ばうということ自体がスーダンの人にとってどれほど大切かということなんですよ。

そこには、DDRで、ディスアーマメントで、デモバイゼーションで帰ってきた人あたり、昔は南部軍の中でゲリラでやってた人なんというのでもいて、そういう人たちが自動車整備とか溶接とか、あとはブロック、レンガを、家を建てるもののようなブロックをつくって、建て方みたいなのをやっていましたよ。

ですから、ああいうのは、ちよと私自身もう還暦を超えまして、ちよと僕らの年代は団塊の世代の始まり、一九四七年。そういう人たちが今から先もう第一線から引くような状況になりすから、そういう人たちをもっと有効に活用したい、生きがいも出てくると思うんだよね。

この前、JICAがいいことをしたと思ったのは、今度、青年協力隊を二百人ふやしましたというんですね。やはり若者もこのごろ内向きの日本人が多いから、若い人に、どんどん海外に行って、行った国と日本とのかけ橋になるぐらいの大

きな夢を持ってもらいたいよね。

なおかつ、皆さん、わかるでしょう。その国に行つて、現地の言葉を覚えてやっていると、ちよとこのことで向こうの人の心を開く。

私は、同僚議員と去年スーダンに行く前、エチオピアへ行きましたよ。エチオピアに行つてコンジョー、コンジョーという言葉を使つてきた。知つていますか、コンジョーという意味。美しいという意味なんだよ。松島さんみたいな人を見たからコンジョーと言つたら、向こうがにこっと笑つて、すぐコーヒーをおごつてくれるんだよね。例えばの話なんだけれども、そういうちよとした言葉でも向こうの言葉を覚えていく。スワヒリ語でもそうでしょう、ハバリガー二とか言つてやるわけ。そうすると、それだけで心を開いてちやう。

そういう人材をどんどんつくっていくこと、そのことは、やはりその人個人にとっても宝になるし、日本のプレゼンスがほかの光でも見えるようになると私は思いますから、その点に関しては、今度広げられた青年協力隊の二百人の枠だけではなくて、シニアボランティアのあたりにも、もっとそれに対して私は踏み込んでもらいたい。その人たちはお金をもらおうと思つていないんじゃないわけだから。次の人生を、自分たちが経験してきたことをもつと今からの国にという気持ちが大いにあると思う。

その点に関して、どうですか、理事さん、決意表明をやってくださいよ、あなた。

○中曽根国務大臣 委員がおっしゃいますように、国づくりといひますか、これで一番大切なのは人材の育成であると思つておりますし、そういう意味で、お話ありましたような、いろいろな職業訓練とか、あるいは教員研修とか、人材育成のいろいろなプロジェクトを今行つていくわけでありすけれども、いろいろな支援の仕方がございすけれども、そういうような方面の支援といひますけれども、そういうのは、その国の長期的な将来にとつて大変貢献するもの、そういうふ

うに私は思つていまして、今後もJICA等を通じてこういう点に力を入れていきたい、そういうふうに思つております。

○三原委員 その点は本当にこれからもお願いします。特に、今円が高くなつてきて海外では活躍しやすくなつてきたから。

我が国の外務省の予算というのは、ちよと少しづつしぼんできたけれども、このJICAの予算も。しかし、そういう中でも、やはりそういう人的なもので援助すること、そのことをどんどん進めてもらいたいと思います。

次の議論に行きますけれども、御承知でしょうけれども、今でもまだスーダンの、ジュバのある南部スーダンと、スーダン全体のハルツームとのいさかいのようになるであらうし、今までなつてきたのは何かというと、ただただ宗教的なものとか、それまではアラブの人の方が政府をリードして、それで虐げられていたブラックアフリカの人たちが反発してきたというだけじゃなくて、そこにやはり現世利益があるんですね。オイル。このオイルのシェアの問題で一触即発にならぬとも限らない、これから先。

これは本当は、二〇〇九年、ことしのいつかに選挙をして、二〇一一年には国民投票をして、そうして南部のスーダンが今のスーダンから外れるのかどうかというようなことまで一応工程表に盛つてやつてきているわけですが、その中でも、オイルといへば、すぐ、アフリカのオイルは今中国です。中国がちゃんと利権を握つてやつてきておる。なおかつ、中国は、今の現政権、ICCで訴追されているバシル政権に対しても中国製の武器あたりに大いに売つたりしてやつていくわけですから。

今の南部と北部とのフィフティ・フィフティでやっている分には、今シェアはそうしてあるんですけども、私が南の方の出身の副大統領に会えなかつたから、その一つ下の人、今度来た人、二人大臣が来ましたが、この一人に会つたわけ。彼が去年の夏、ジュバで言つたことは、

三原さん、私たちは今のフィフティ・フィフティのままでやってくれるんなら文句を言わない。なおかつ、二〇一一年に国民投票をして分かれたとしても、それがオイルがフィフティ・フィフティでもらえるんだつたら何も言わない。しかし、レファレンダムで国をつくったとしても、もしフィフティ・フィフティにオイルがならなかったら、そこではもう命がけですよ、こう明確に言うわけ。争って何が君たちに利益があるんだ、こう言ったところで、いやいや、もともとは人工的に南だ北だと引いたのは彼らじゃないか、オイルの出るところだけ向こうにとられたのでは、こっちはたまらない、こういう言い方をしたんですけれども、その点に関して、今外務省はどういう情報というか、そういうのを持っていて、それに対して、平和を愛好する国の一つとして、やっと成立してきた、国連の中でももう争いはやめなさいと言ってきた、その状況を維持するためのどんな苦勞をしていこうと考えていますか。

〔委員長退席、松島委員長代理着席〕

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

先生まさに御指摘のとおり、石油から得られる収入の分配というのは、南北和平における重要な論点でございます。二〇〇五年一月に結ばれた南北包括和平合意では、南部スーダンで産出される石油は南北で折半することになっており、現在のところ、おおむね遵守されております。

我が国としては、今後とも和平合意の履行状況を注視するとともに、国際社会と協力し、合意の着実な実施を支援していきたい。すなわち、石油の収入の分配というのは非常に重要な論点であることは間違いないんですが、それを話し合いによって解決する、それが紛争につながらないように双方に促していく、国際社会と協力しながら話し合いを求めていくということが重要であろうというふうに考えております。

○三原委員 いや、これはもちろん内政干渉になつて、中国は常にそういうたぐいのときには

我々は内政不干渉です。それがアフリカの国々には好まれていくという皮肉な現象ですけれども、例えばオイルは今、日に五十万バレルぐらい出るんですよ。世界の価格からすると今五十ドルぐらいかな、それが日に五十万バレル出るわけだから、その搬出したのを北と南に分けているというんなら、そういうときにこそ国連あたりが介入して、それに対して、それは開発のために絶対使わなければならない。

それはもちろん自分のお金だから文句の言いはないけれども、側の方が、アメリカだって援助を南にもいっばいやろうとして議論しているわけだから、日本だってそうですよ、あなたたち、このオイルから出たお金を、開発のために使わなきゃ、中国からの武器を買うのに使わなきゃ、中国からの武器を買うのに使わなきゃ、この勇気を持つべきだし、まして、今我が国は南部スーダンの人を招いてまでここで、南部スーダンの和平とセミナーに書いてあったじゃない、和平とデベロップメントと書いてあったんだから、和平と開発のためのセミナーをやったわけでしょう。それぐらいのことをやはり言うぐらいに勇気がないんだめだね。

それはどうですか。内政干渉でも何でもありません。

○山田政府参考人 おっしゃるとおり、和平が実際に実現する、そしてそれが定着するためには、それぞれの国の地域の開発というのが非常に大事でございます。南はやはり北に比べて非常に大変な状況、やはりその国がしっかりと開発されること、そのために資金を使うことが大事だということを先方政府、南部政府と話し合いながら行っております。

したがって、先生のおっしゃったような趣旨、開発のための資金を十分に確保して南部地域の開発に努力していただきたいということを先方政府と話し合いながら我々の支援を行っているところでございます。

○松島委員長代理 質疑時間が終了しております。

○三原委員 はい、わかりました。

優しいね、山田さん、あなた。高圧的じゃないけれども、もつとやはり言うべきときは言うような、いいことを言っているんだからね、我が国は。そういうやはり感じは出ないとだめだと思ふ。

時間が来ましたが、最後に一つだけ。中曽根大臣、ICCでバシル大統領が訴追されました。我が国は明確にはどういう立場をこれから先とっていくんでしょうか。南部の方の人を呼んできたとして、そういう意味では友好的な形もやっているんだけれども、それに対しての質問をさせていたでいて、終わらせてもらいます。

○中曽根国務大臣 我が国はICCの締約国であるわけですが、ICCの独立性、それから決定を当然のことながら尊重しているところでございます。

今回の決定がダルフル和平プロセスに影響することのないようにまず期待しているところでございますが、スーダン政府そして反政府勢力の双方に対しまして、AU、国連との協力関係、それから南北和平プロセス、またダルフル和平プロセス、そして人道、治安情勢、こういうものに悪影響を及ぼすような行動を自制するよう求めているところでございます。また、今回の決定にかかわらず、スーダン政府に対しましては、文民やPKO要員の安全を確保する責任を全うすることを求めているところでございます。

スーダン政府は今回のICCの決定を拒否する姿勢を示しておりますけれども、この件に関しまして今後の展開については大変予断ができない状況となっております。

我が国といたしましては、ダルフルにおける和平と正義を両立させる道を国際社会が一致して粘り強く探っていくことが大変大事だと考えておりまして、こういう観点から、今後もスーダンにおける和平プロセスを我が国としては支援

していく、そして同時にスーダン政府の責任ある対応を促していく、そういう考えでございます。

○三原委員 ありがとうございます。

○松島委員長代理 次に、保坂展人さん。

まず、速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔松島委員長代理退席、委員長着席〕

○河野委員長 速記を起してください。

保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人です。

昨年の十一月二十八日、当外務委員会において、私は、国連信託基金の残余金問題及び国連広報センターの不正経理の疑惑を取り上げました。河野太郎委員長が議場でこの二つの問題について委員会への報告を速やかに求めていただいたこと、そしてまた理事会や理事懇談会において外務省の説明を求め、資料を提出させ、さらに不十分な点について精査を命じられていることに感謝を申し上げたいと思います。

そこで、きょうは、この問題の一つの角度、実は国連信託基金とUNICの問題が交錯するところについて聞いていきたいと思ひます。

お手元にお配りをしているカラーコピーの上の方のグラフをごらんいただきたいんですが、実は国連広報センター基金というのがございまして、水色の円グラフで表示をしております。そして、二〇〇〇年以降、緑の資金が入ってきます。この緑の資金というのは開発協力信託基金、ここから入ってくるということなんですが、二〇〇三年と二〇〇四年は、本体のこの水色の基金、国連広報センター基金が消えて開発協力基金だけになつてしまふ、こういうことが起きている。そして、二〇〇五年からは再び、この緑色の開発協力基金がなくなつて、従前からの国連広報センターの基金に戻る。

これについて私は外務省に何度も説明を求め、実は一月の十三日かの予算委員会でも、これを聞きたい。これは西村大臣政務官に、この点を説明していないのでちょっと待つてほしいということ

で、私待ちました。一カ月と十日たつて、もう一回予算委員会で、この点を聞いてみたい。これも、ちょっと待つてほしいということで、待ちました。要は、これ、こういうことだったのかというのを簡単な図にして、チャートにして、何でもこういうことが起きたのかというこの説明を求めてきました。昨日来、どうも反応がよくない。

そこで、資料の二枚目に、何を求めているのかというのを番号を振ってリクエストしておきました。それについて、きょうの昼過ぎに、二ページ目以降の非常に簡単な、一番の両方の基金、国連開発協力基金と広報センター基金の両方が発足されること、これはいただきました。ここでもわかるのは、この両方の基金とも、日本政府が国連に出費をするときにきつと手続をして、使った後は日本政府が国連から報告を受ける、こういう内容だと承知をしています。

この二の二の二、両方の基金がそれぞれ出ていったのか、これはもう基礎的なことです。資料の三、四につけておきましたけれども、これは外務省のホームページを見れば出ているわけですね。ホームページを見れば、それぞれの年に幾ら出したか、総額くらいは出ている。今申し上げたように、その内訳については国連から毎年報告を受けているのでわかっているはずだ、について出してくれというのに、この小学生の宿題のようなことしか、これは役所の総力を挙げてやっているというのがこの結果なんです。

これはちよつと西村大臣政務官に、一体どうなっているのか説明をしていただきたいんですが、そのポイントとして、なぜこの二〇〇三年、二〇〇四年は開発協力基金だけになつてしまったのか、わかりやすく説明できますでしょうか。

○西村大臣政務官 非常に複雑な予算になつておりまして、今から御説明申し上げたいと思いますけれども、まず最初の理解として、この開発協力基金というものと、それからU N I C 東京にあるU N I C への拠出金とは、まず別のもの

ということですね。

最初に、この開発協力基金というものは、そもそも、国連の諸機関におけます政治、経済、社会、その他のそれぞれの分野における諸活動を促進しようということで我が国が提唱して設立されたものでありまして、主として、国連諸機関に勤務する邦人の職員、日本人の職員を支援するというために活用されてきております。これがまず、開発協力基金というものです。これが、一九八三年、昭和五十八年にできております。

その予算があるわけですが、その予算を、ここにあります二〇〇三年、二〇〇四年、まずそちらの説明からしますけれども、十五年と十六年、十五年、十六年度の二年間にわたつては、実は背景がありまして、十三年度、十三年度に、ずっと円高であったのが、今度は円安基調が定着してきたわけですね。円安基調が定着してきたために、これまで国連にいろいろ負担金を出すときに、円を出して、タイミングを見てレートがいいときにドルで国連に送るということをやってきたんですけれども、円安がどんどんどんどん進んできているものから、支出官レートという政府が決めたレートで送るとリスクがとれなくなつて、ドルで直接送るといふ、国際機関に対する外貨拠出に關する方針が変更されまして、そして、そのことを国連とも調整をしながらやっておりまして、この二〇〇三年の予算については、これまでどおり、U N I C 東京の活動経費を含める形で開発協力基金拠出金という中に予算を計上し、そこからU N I C 東京に支出をするということにしたわけです。

そして、十五年、実はこれは一年ずつ国連の年度と予算年度がずれておるんですけれども、これまでまたややこしい点なんですけれども、日本の会計年度の平成十四年度にできた予算、十四年度の予算というのは四月から次の年の三月までですけれども、その予算については、その翌年の十五年の一月から始まる国連の予算、つまり、一年後の一

月から始まる国連の予算について適用、支出をするためのものだとということで、一年ずつずれておるのでちよつとややこしいんですけれども。したがって、この二〇〇三年の予算については、この緑になつているところについては、まず、国連開発協力基金からお金がU N I C に行つていくということですね。二〇〇四年も同様なんですけれども、二〇〇四年については、一定の残高がその基金にあつて、かつ予算、財政状況が非常に厳しくなつてきたということで、この基金の残高から使つたということで、二〇〇三年、二〇〇四年はいずれも緑になつていっているわけですね。

ただ、この高さが違うのは、二〇〇三年の上の部分と、二〇〇四年の上の部分もそうなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、開発協力基金は邦人職員の活動を主として支援して国連の活動を広く推進しようということですので、そのプラスアルファのプロジェクトとして、二〇〇二年の上の部分、それから二〇〇三年の二〇〇四年よりも多い部分については、プラスアルファで開発協力基金のお金を使つて上乗せをされているということになっております。

二〇〇二年、二〇〇一年に緑から入つておりますけれども、緑から入つていのは開発協力基金から入つておりますけれども、恐らくこれもプラスアルファの、U N I C に対して、国連の諸活動、邦人職員の支援のために使うための予算として、プラスアルファ、プロジェクトに対して支援がされたものと思いますけれども、ちよつとこのところは確認をできておりませんので、詳細を確認したいと思ひます。

いずれにしても、大体同じ高さに青い部分になつてい。二〇〇三年、二〇〇四年についても、その下は緑になつていますけれども、大体同じ高さの青い部分については、この二年間やり方を変更したことが、二〇〇三年、二〇〇四年については、開発協力基金の残高があつたこと、財政状況が厳しいことを踏まえてここに緑を使つ

た。平均的なところより上の部分は、開発協力基金のプロジェクトとしてプラスアルファでこの部分がU N I C に行つたということであります。

○保坂委員 外務大臣、おわかりですか、この説明。今一生懸命西村政務官が説明していただいたと思うんですが、大体二〇〇四年でこの緑の部分は終わつていますよね。二〇〇五年から、またU N I C 東京の基金が復活をしておりますよね。昨年度でたしか日本円にして五千万円程度の残余金があるんですよ、開発協力基金で。では、なぜその部分を使つていかなかったのかという疑問も残ります。

それから、私どもの文書質問で、一ページ目の三で「過去の時期、国連広報センター基金は国連協力開発基金から支出されていたのか」、そういう話を口頭で外務省はなさるものですか、では、「その理由と経緯について文書で説明されたい」と。そうだとしたら、つまり、この緑と水色になる前の過去の時期、実は国連開発協力基金からU N I C 基金が出されていたということがあつたとしたら、同じように処理をするということとをなぜ続けなかったのかという疑問も残るわけです。

これについては外務省は書いています、プリントで。二ページ目の三、過去の時期、開発協力基金から国連広報センター基金に支出されていましたが、その理由と経緯については国会答弁にて説明しますとあるので、何でもつたいぶつてい。んだという感じなんです、いかがでしょうか。

○西村大臣政務官 先生御指摘のとおりでありまして、この緑の部分は、少なくとも、我々、二〇〇二年以降は確認はできておりますけれども、二〇〇〇年、二〇〇一年、この上乗せした緑の部分というのは恐らくプロジェクトであろうと思ひますけれども、これはまだ正確には確認できておりませんのと、それ以前については正直申し上げて確認ができておりません。

これは、御案内のとおり、予算については、過去十年間の予算は保存義務がありますので保存し、執行については過去五年分のことについて保存するという義務があるものですから、実は、この以前のものについては預金通帳なりをしつかりチェックしてみないといけないものというのが現状でありまして、ここまで時間がかかっておりますこと、これはおわびを申し上げたいと思います。

非常に複雑なことをこの二〇〇三年、二〇〇四年は為替の変更にともなうと、残金があったということを含めてやっていますので、そういう経緯になっていますけれども、二〇〇五年以降については、当時の経緯もよくわからない部分がありますけれども、非常に複雑なこういうやりとりをしてやや不透明になっている、先生御指摘のとおりでありまして、開発信託基金から回したり、不透明なことになっているということで、毎回国会の審議を経ようということも含めて、透明化を図る観点から、UNICへの拠出金ということとで新たに予算をこの次の年から、二〇〇五年から要求をして、国会の審議を経ているということとであります。

○保坂委員 中曽根外務大臣に伺いますが、私は聞いていてもよくわからないんですね。これは、先ほど確認しましたように、日本政府が一〇〇%拠出している基金なんですね。そして、国連からはこういうふうに使いましたと内訳の報告を受けることになっているんです。受けることになっているばどう使われたのかは大体把握されているはずで、国連の方もその記録も残っているはずですよ。

この外務委員会で先日問題にしたのは、八億円もあったんですよ、基金に残しておいたお金が。それで、とりに来なさいと言ってもとりに行かなかったという問題を指摘しましたよね。どうも、一回基金で出しちゃうと外務省のいわば自由に、右から左へと、ここにあるからこちにつけ

ようか、ではこのUNIC基金の方は別のところに使っておこう、こういうことがあるんじゃないかと実は私は疑っているわけですよ。これは二カ月にわたって図で説明してくださいと求めているんですが、一方もつくれないんですよ。優秀な外務省の職員の方たちが夜なべでやっていますということなので、総力を挙げてやっていますというので、何が出てくるかと思っ

みにしていたら、この何かエクセルのしようもない表が出てきただけということなので、大臣の方からぜひ、わかるように、何で基金が二つ入り組んで、何がどうなっているのかきつり説明しろと指示をして、この委員会に提出を約束していただけますか。

○中曽根国務大臣 今、西村大臣政務官から説明がありまして、ここにいらつしやる方々もよくおわかりじゃないと思うんですね。いろいろ理由があったと思いますけれども、確かに非常にわかりにくい。私もなかなか理解しがたいんですけれども。

そういう拠出の仕方をしているということで、これは今委員がおっしゃいますように、疑われることのないように、そして説明がちゃんとできるように、透明性あるような形になるように、外務省としてもちよつと研究をしたいと思っています。

○保坂委員 時間が参りましたが、河野委員長にお願いですが、こうやって大臣もきちつと出させるといふ方向で答えていらつしやいますので、ぜひ、スピードと、正確なものを作るべく迅速に出して、この問題をしっかりと、何があったのかと解明できるように、またさらなる御努力をお願いしたいと思っています。

これで終わります。

○河野委員長 外務省におかれましては、この問題、速やかに精査の上、御回答をいただきたいと思ひますし、また、執行記録が五年しかありませんというところで、この問題の調査に著しく障害となつておりますので、外務省の文書の保存期間について、外務省ももう一度見直しをしていただき

たいと思います。

では、次に、篠原孝君。

○篠原委員 民主党の篠原孝でございます。年が改まりました初めての質問かと思ひます。私、一身上の都合で、外務委員会はそろそろ卒業させていただくかと思ひましたけれども、何か解散・総選挙が近いので、留任し、頑張れということ、隣の方はおられませんが、こちら

のぼそぼそした御黨陶も十分に受けましたしと思つていたんですが、ことし、解散・総選挙まで頑張つて質問させていたいただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

私、例によつて八ページのペーパーをお届けしてありますので、じっくりごらんいただけたらと思います。人によつては、私の質問を篠原教授のレクチャーとか呼ぶ人もいますけれども、陰では違ふことを思つておられるかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

それから、中曽根外務大臣に一言、私は非常に感心しておることがございまして、最近、政治家の姿勢、お金に対する姿勢も問われているかもしれないかもしれませんけれども、ひな壇で、今までの大臣の中で、中曽根外務大臣ほど姿勢正しくされて議論を聞いておられる方はおられないんじゃないかと思ひます。鼻の穴をはじくつたり、

飲んだくれて首をあつち振つたりこつち振つたりとかいう不届き者がいましたけれども、そういう中では一番礼儀正しい大臣ではないかと思ひます。私も大臣になつたら見習いたいと思つております。外見はもう十分でございますので、審議を通じまして中身を充実させていたいただきたいと思ひます。

それで、十一月のときに、村田良平さんの回顧録、出たばかりですがお読みになりましたかというのを尋ねましたんですけれども、大臣、読んでいただけましたでしょうか。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

○中曽根国務大臣 確かにそういうような委員会での話がありましたけれども、大変残念ながら、

超多忙にかまけて、まだ読んでおりません。

○篠原委員 河相官房長は、熟読しておりますとお答えでしたけれども、官房長は少なくとも熟読されて、外務省の中でもいろいろ検討されたんだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○河相政府参考人 お答え申し上げます。

大使の書かれた書籍について、大分大部でございますので、全部を熟読したというのはちよつと必ずしもそういう段階には達していませんけれども、幾つかの該当箇所については目を通して読むようにしておりますのでございます。

○篠原委員 大事な著作ですし、外務省は非常に柔軟で、外部の有識者の方の意見を聞く会とかいうのがあるはずですから、ちゃんと読んで、後々の外交に役立てていただきたいと思います。

大臣、お忙しいかと思ひますけれども、海外出張も多いですし、飛行機の中でジントニク三、四杯飲んだりする方もおられるようですけれども、そういうかわりにちよつと読んでいただけたらと思ひます。それから、秘書官、読んで、概要をちゃんと伝えてください。

次に、これもこの前の質問の続きでございますけれども、オバマ政権になると、日米同盟は不変だ、不変だ、政権交代しても不変だ、外交関係は変わりがないんだと一般的によく言われていますけれども、それは違ふんじゃないかということ、質問いたしました。それに対しては、やはり変わらなないので、きちんと従来どおりやっていますというお答えを外務大臣からいただいておりますけれども、実際にクリントン国務長官等にお会いなつて、感じはいかがでしょうか。

○中曽根国務大臣 クリントン国務長官は、就任後初の外遊ということでアジアを選び、その中でも日本を最初に訪問されました。また、国務長官だけではありません。オバマ大統領も、ホワイトハウスへの最初の客として、訪問首脳として麻生総理大臣を招かれたということで、私は、そういうことからいたしまして、就任前から、電話会談等、選挙中のキャンペーンとかいろいろ見てお

りまして、日本に対する、重視するという姿勢というものは感じていたわけですが、就任後のそういうような実際の行動というのを見まして、これは、今後もアジアを重視し、その中でも日米関係を緊密なものにしていく、そういう姿勢を強く感じた次第でございます。

今御案内のとおり、国際社会の中では、気候変動とか金融問題とかいろいろあるわけでありまして、そういう中において、対話協調路線を進むオバマ政権にとってやはり日本の協力というものは必要である、そういうふうな考えておられるのではないかと、私個人的にはそういうふうにも思っておるわけでございます。また、御案内のとおり、日米関係は米国のアジア太平洋政策のコーナーストーンである、そういうこともおっしゃっているわけでありまして、従来と同様あるいはそれ以上に日米関係を重視されるもの、そういうふうにも思っております。

○篠原委員 クリントン国務長官は、大統領予備選中は余り日本のことに触れられなかったんですが、大臣は、大臣就任前で、余り詳しい報告は受けておられないかと思えますけれども、途中、フォーリン・アフェアーズに論文を発表したんですけれども、全然日本のところに触れていなかったりするんですね。それから、演説や何かでも、米中関係が非常に大事な関係だとかばかり言っていて、日本の関係者は、日米関係を軽視しているんじゃないかというのがあったらと思うんです。

そういう点では、その懸念を払拭すべく、その前のライス、パウエル、オルブライト、クリストファー、みんな最初の訪問国としてヨーロッパへ行っているんです。それを、珍しいんですね、日本に初めて来たんです。日本の外務省だったら、こういう前例を踏襲していいのは絶対許さないとはいえますけれども、アメリカは柔軟な国で、それを許したわけです。ですから、相当気を遣って日本に来たんだらうと思います。ですから、それが前の共和党政権と同じかどうかというのはわかり

りませんけれども、それをちゃんと受けて立っていくべきだらうと私は思います。

大臣がおっしゃったとおり、日本重視のシグナルをちゃんと伝えるべく来たわけですね。そして、よく私は内容はわかりませんが、ハードパワーとかソフトパワーとかいって、何かそれを足してスマートパワーだとかいって外交雑誌に書いてあります。それを実践するというので、正直言って、きつい顔ばかりしているお方だったんですけれども、何かやたらにこにこしていたような気がします。それで、明治神宮にも参拝して、文化を大事にするんだとか言っていて、本日は日本の新聞の一面トップに載る予定だったのですが、酩酊大臣の方がトップに載っちゃって、ちよつとアメリカの思惑が外れちゃったんじゃないかと思えますけれども、非常に大事なものだだと思えます。それを我々日本は受けて立たなければいけないと思います。

それで、資料をちよつと見ていただきたいんですが、委員長用の私を私も用意しておったんですが、委員長がおられませんでしたので次回に譲りまして、クリントン国務長官の訪日日程案というのを見てください。外務省から送っていただいた公式の日程で、ちよつと黒くなっている見にくいんですが、二月十七日の日程のところですね。いろいろ、明治神宮も書いてありますね、括弧書きで。それから、公式日程みたいなのはちゃんと括弧抜きで書いてあって、東京大学のタウンホールミーティングも括弧書きで書いてあるんです。そして、総理表敬、総理主催夕食会、その後、すったもんだした我が党の代表との会談があるんですけど、全然大きく書いていないんですよ。何でも、全然大きく書いていないのか。官房長、どうしてなんですかね。

○梅本政府参考人 お答え申し上げます。この日程表でございますが、クリントン国務長官の日程につきましては、先方、アメリカ側と、在京アメリカ大使館を通じていろいろ調整を行ったわけでございます。基本的に、調整を行っ

たものはこちらがホストとして行ういわゆる公的な日程ということでございまして、外相会談、ワーキングランチ等々でございます。

そのほかにアメリカ側の日程というのがございます。これは、基本的にアメリカ側が関係者と直接調整をして決めるというものでございます。したがって、明治神宮あるいはタウンホールミーティングというのはアメリカ側の行事だということとで括弧書きで書いてあるということでございまして、これは、主として二月十六日の時点で確定しているということで私どもが先方から聞いていたものをここに書いたということでございます。

民主党との会談につきましては、在京アメリカ大使館が民主党と直接調整を行ったというふうにも私ども承知しております。したがって、その準備の段階で、日時、場所等の詳細を私どもは承知していなかったということで日程表には記載されていない、こういうことでございます。

〔三原委員長代理退席、委員長着席〕

○篠原委員 皆さん黙って聞いておられて、これを正常だと思われませんか。不親切だと思えますよ。アメリカが日本に敬意を表して、最初にクリントン国務長官が来た。それで、いろいろな人会っていききたい、明治神宮にも行く、学生とのタウンミーティングもする、すぐ総理になるかもしれない人とも会いたい。これは現実的な気持ちとしてあっていいんだらうと思います。しかし、では経団連会長と会うというのもちよつと時間調整がおくれているから書かないんですか、わからない。私はこんなことはあってはいけないことだと思えます。

もう時間がないので、こんなことをぐちぐち言っちゃってしょうがないのでやめますけれども、では、まだ決まっていなかったら、決まったのは括弧で、決まっていなかったのは二重括弧ぐらいにして入れておいたって罰は当たらないですよ。ちゃんとそういうふうにしてください。これはやはり何か変だと思えます、こういうのは。気を付けてください。

あちらは、麻生太郎首相を二月二十四日に招いたんじゃないんです、日本国の首相を招いたんです。日本国の野党の代表と会うんです。それなら、それについても外務省が手伝ったり同等に扱うのは私は当然じゃないかと思えます。

ほかの日程、もう一つありますから見ていただきたいんです。次のページですけれども、ほかの国の日程のところには、インドネシア、民間テレビのトークショーとか、韓国で梨花女子大学にてタウンホールミーティングとかありますけれども、野党の党首と会うとかいうのはないんですよ。ないんですけれども、日本の政治状況を見てそういうふうな気配りして、アメリカは、気配りとともに現実的な対応、後で触れますけれども、せっかくお金をかけて来ているんだからなるべくいろいろな人についていこうとしているわけですから、それを同盟国の日本としてもちゃんと助けて、日程にもきちんと入れて調整したりするのが当然だと思います。

次、大事なものとしまして、今回の会談のところ、中曽根外務大臣とクリントン国務長官との間もそうですけれども、アメリカに行かれて、総理とオバマ大統領の間もそうですけれども、日本とアメリカの今の時点での重要な問題、米軍のグアム移転についていろいろやりとりがあったと思えますけれども、どのようなやりとりを大臣はされたんでしょうか。

○中曽根国務大臣 沖縄にあります米国の在日米軍、それから、沖縄だけではありませんが、在日米軍の再編につきましては、海兵隊及びその家族のグアム移転というのがロードマップののっつて決定されたことでございますが、これの移転に、閣下として、クリントン長官がお見えのときに、私と長官との間で移転に係る協定に署名をしたところでございます。

○篠原委員 大事なことは念には念を押すというのは大事な事なんだろうと思いますが、この件は、もう既に〇六年の五月に、2プラス2ですか、合意文書をつくっているんですよ。それから、〇七年

の五月に再編特別措置法も成立しています。ことも予算をつけて、三百五十三億円の移転費をつけていますね。順調に進んでいるんですね。ですけれども、協定を結び、さらにきちんとしていく必要はないというので、私は、同盟関係を重視してちゃんとやっていくのはいいのかもしれないけれども、初めであちらは国務長官になられた、新政権だということでも表敬的な意味があつたんだろうと思いますけれども、このグアム移転のことだけは今回のきちんとした成果だったと思います。

この成果がいいことか悪いことかというのは、私はどうかわかりません。しかし、外交評論家の一部は、こんなことまでしなくてはいいんだ、演出するためにわざわざ協定しているんだとか悪口を言っているのがありますけれども、私は、国と国との関係はきちんとした協定にしていって方がいいと思いますので、これでよかったと思います。

しかし、約束はいいんですが、今の国際情勢を見たり日米関係を見たときに、本当にこれがいいことなのかどうかというのはよくわかりません。なぜかといいますと、アメリカは、日本の米軍再編だけじゃなくて世界じゅうの米軍を再編成しようとしている大事な時期に来ているんじゃないかと思っています。日本だけじゃなくて世界でも在外基地の縮小を着々とやっているはずなんですけれども、その現状、いかがでしょうか。

○中曽根国務大臣 米軍が世界各地で軍事力の再編といいますか、そういうようなことも行っているわけですが、我が国を取り巻く環境というものを考えてみますと、アジア太平洋地域におきましては、今一番話題になっております北朝鮮、これによりますますミサイル実験の、あるいは人工衛星というような言い方をしておりますけれども、そういうような脅威というのがあるわけでありまして、依然としてこの地域には不安定な要素がまだあるわけがございます。そういう中で、さらに中国の軍事力も御案内のとおり二十一年連

続で二けた増というような形になっておるわけで、そういうようなのがやはりこの地域の今の状況じゃないかと思っています。

そういう中で、日米安保体制を引き続きしっかりと維持強化していくということは、我が国の安全のためにもこれが一番重要でありますし、また、日米安保は基軸であるということも変わらないうわけでありまして。これは米国の認識でもある、そういうふうにも思っております。

米国は、これまでも累次にわたってまして我が国を含むアジアの平和とか安定に関しまして堅固なコミットメントを表明しているわけでございまして、けれども、例えば、先ほど申し上げましたように、ヒラリー・クリントン長官はアジアを最初に訪問する、あるいは日本の総理大臣をホワイトハウスに招くとか、そういうようなことにおいて、対日防衛に係るコミットメントは変わらない、重視は変わらない、そういうふうにも思っております。米軍の再編あるいは沖縄からグアムへの海兵隊の移転というものはありますけれども、米軍の日米同盟に対する姿勢というものは変わらないものだ、そういうふうにも思っております。

○篠原委員 変わらないというのは、言葉、字面ではそうなんだろうと思いますが、資料を、米軍の現役総兵力及び地域別兵力の推移という表を見ていただきたいんです。

もともと前からやるともよくわかるんですけど、かつて冷戦時代はドイツには二十万人の上の兵力がいたはずですよ、それが五万人ぐらいに減っています。そして、十年ぐらい前からのをずっと表にいたしました。これは、人が減るというのは、装備力も増えていますから人はそんなに、少なくとも済むようになったというのがあるかと思えますけれども、ですから、全兵力のうち、欧州あるいは東アジア太平洋地域にどれだけの兵隊がいるのかというのを人数とパーセントで見てもいいです。ごらんのとおり、着実に海外の基地を縮小し、兵力を本国に引き揚げていっているんですね。それは、

考えれば当然ですよ、冷戦構造は終わったんです。そして、今や対テロになり、あるいはこれを言うとうまくないかもしれませんが、対イスラムというふうになつたんです。ですから、私がアメリカの軍事専門家だったら、そんな金のかかる海外にいっぱい置いておくことはない、本国に置いておけばいいんだというふうになるのは当然だと思います。

ですから、ラムズフェルド前の国防長官はそれをやろうとされた。しかし、軍人はやはり減るのを嫌がりますから抵抗がある、いろいろなのがあるんだらうと思います。しかし、確実にこうやって減ってきている、それはオバマ大統領も同じだろうと私は思います。

非常に細かい話かもしれませんが、最初使ったというのをいろいろ言われております。それは、イスラム教徒ではないんですけれども、そんなことを大統領選の予備選挙中にも言われたりしたからそれは隠していたんですけれども、イスラム国家に対して、自分はフセインという名前もある、仲よくしてこうという意図がある。イラクから撤退する、アフガンには力を入れるということをおっしゃっていますけれども、国際協調をしていく、ブッシュのように強圧的な態度はとらないと言っておられるんです。

そうすると、全体としては確実に在外基地の縮小に向かっているんじゃないかと思えます。ですから、韓国なんかももう既に相当減らしています。韓国の司令部は廃止して、米韓の共同の指揮権も韓国に移すとかいうふうに言っています。それから、何かワシントン州から日本に司令部を移すとか言っていますけれども、大した司令部は来ない。つまり、全体の流れとしては確実に縮小の方に行っているんじゃないかと私は思うんです。

そうしたときに、これは協定のときにちゃんと

もつとちゃんと聞いたりいたしますけれども、わざわざグアムに行くというのは、沖縄から出ていくというのは、我々ずっと出ていってほしいとか言っていましたけれども、簡単に言いますと、ほつといても出ていかざるを得ない状況になりつつあるんじゃないかと私は思います。それを、わあわあ、ぎゃあぎゃあ騒ぎ、かつ、居座っている人に対して立ち退き料みたいな形でお金を出すというのはいかぬものかと思うんですが、協定の議論の前に、前哨戦として、大臣、いかがお考えでしょうか。

○中曽根国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、このアジア太平洋地域にはまだ依然として不安定な、また不確実な状況が存在している、そういうことにかんがみまして、日米安保体制のもとでの米軍の前方展開を確保して、そして、その抑止力をもって日本の安全を確保するということが最も現実的である、そういうふうにも思っております。

また同時に、在沖縄の海兵隊の削減につきましては、これはもう沖縄の県民の皆様方の強い要望でもございますし、また、在日米軍の再編に係る協議の中におきまして、我が国政府としては、抑止力を維持しながら、特に沖縄の負担を軽減する、そういうことの重要性をアメリカ側にも強調してきたところでございます。米側との協議の結果、在沖縄海兵隊のグアム移転を行う場合にも沖縄に現在より縮小された一定規模の海兵隊を引き連れて配置するわけでありまして、そういう形で即応態勢を維持するということによって、さつき申し上げました抑止力を維持していこう、そういうことを日米が共通の認識を持っているところでございます。

また、海兵隊の要員は、グアムに移転した後でも、在日米軍とともに、我が国の、また極東の平和と安全の維持に重要な役割を果たすことには変わりはないと思います。そういう考えに基づきまして、我が国は、沖縄の方々が長く長い間希望しております海兵隊の移転の速やかな実現が可能とな

るように、米国とともにグアムにおける施設そしてインフラ整備のために負担を行うことでありまして、委員おっしゃいました立ち退き料のような形で移転のためにお金を出す、そういうことではないのをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○篠原委員 日本は優しい国ですからね。そうやってお金を出してあげたりします。

それから、国防総省はきちんとやると言っていますけれども、キーティング司令官は、二〇一四年までの約束どおりグアムに移転することはできないんじゃないか、十年かかるとか言って、私は信じられないんですけども、現場のトップはそういうことを言っています。

それよりも何よりも、オバマ政権は財政赤字です。ですから、国防費をうんと削らなければいけません。日本側は、お金がないのに二十八億ドルも出す、融資はもつとすと言っていますけれども、アメリカが財政難で出せない、やれないという事態になるんじゃないかと私は思ひます。これは議事録にちゃんと書いてあって、何年後かに実現していたら拍手を送っていただきたいんですが、別に余りこれ、だめになるのを喜んでるわけじゃないんですが、そういうおそれがあるということなんです。ですから、私は、長い目でこの部分を見なければいけないんじゃないかと思ひます。

次、この関係で、いろいろ新聞紙上にぎざぎざしております我が党の代表が、お金の問題じゃなくて、第七艦隊で十分だと言ったことについていろいろ文句が出ています。それは、文句がいっぱい出ているのが新聞でしか知ることができないので、ちょっと新聞をインターネットで引いて、重立ったのをみんなわかりやすく書いてまいりました。いっぱい失言している人が、それ見たことかといつて人の失言をあげつらつたりしているような感があるんですけども、私は、これは例え話で、そんなに適切だったかどうかというのはあるかと思ひますが、それほど間違つてもいいない。つまり、先ほどの表で示しましたとおり、アメリカはもう、メガトレンド、大きな流れとしては

在外基地を縮小していくんだ、そして、日本にはそんなに基地を置く必要はないんだ、そして二言目には、日本を守ってもらっているかという、米軍がいなければ日本は守れないと言ひますけれども、それはやはり日本国は日本国民の手で守るべきなんです。そつちが主になるべきなんです。

そう言つて、いや、国内の自衛隊をうんと増強する話になるとか、すぐそんな短絡的に結びつける必要はないので、アメリカ軍はどんどん撤退していくんだ、それは長い目で見たらそのとおりなんだと私は思ひますし、別にがたがた言われる筋合いはないと思うんですが、外務大臣、政府の一員として、この小沢代表の発言についてはどう思われるでしょうか。

○中曽根国務大臣 先ほどから再三申し上げておりますけれども、日本を取り巻く環境、また、アジア太平洋地域には依然として不安定な不確実な状況が存在するわけでありますけれども、そういう中で、我が国としては、まずみずからの防衛力を整備していく、それから現在の日米安保体制のもとで米軍の前方展開を確保していくということ、そしてその抑止力をもって日本の安全を確保していくという、これが最も現実的な防衛の仕方である、そういうふうに通じているわけでございます。

そういう中で、小沢代表の発言、これは報道で私は承知をしておるだけでありまして、政府といたしましては、日本のこの平和と安全を確保していくには、いろいろな事態に対応できるように、また迅速に機動的に対応できるように、いろいろな機能を有する陸軍あるいは海兵隊、空軍また海軍などから構成される在日米軍を展開できる、そういう態勢を平時より我が国また我が国の周辺でとられているということが大変大事だ、不可欠である、そういうふうに通じておるわけでありまして、したがって、我が国における米軍の駐留を第七艦隊だけでいいと、第七艦隊に限定する、そういう考え方は非現実的ではないか、そういうふうに通じております。

○篠原委員 この点については、また協定のときに議論をしたいと思ひます。

それから最後に、大事な問題でございまして、我が委員会の副委員長、河野委員長が指摘されました日本ASEANセンターの事務総長の選出の件はどうなっておりますでしょうか。委員長は質問をもうでなくされましたので、かわりに私が援軍として質問させていただきます。

○河野委員長 ありがとうございます。

○西村大臣政務官 お答え申し上げます。

昨年五月の衆議院当委員会のやりとりを踏まえまして、日本ASEANセンターについてのさまざまな改革を実施し、実は本部も場所も移転をしてコスト削減に努めているところでありますけれども、今御指摘がありました事務総長の選任につきましましては、まず、日本人の候補者を公募で選定することにしたしまして、昨年十月からことし二月にかけまして公募を行いました。五十九名の応募がありまして、有識者から成る選考委員会によりまして、審査を経まして、事務総長候補一人が選出されました。

日本政府といたしましては、この一人の候補者を既にセンター事務局に通知しておりますが、他の国からの立候補がもしあればその人にとちらにするかということ、今月の三十、三十一日に開催されますセンターの理事会において決定されることになるわけでありまして。

○篠原委員 今、天下り禁止、わたり禁止とかいふのは大問題になっております。これに怒り狂つて自民党を飛び出した方さへおられるんです。いろいろな役所で自主的にこういうことも変えているんです。

私は、自分がいたところの役所だからというわけじゃないですが、農林水産省は、中央競馬会の理事長は事務次官の指定ポストだったんですが、プロパーの人を理事長にして、副理事長として事務次官経験者を送り込みました。それから、最近、農林中央金庫の理事長も初めてプロパーの人となり、農林水産省の天下りの人はどこに行くの

かわかりません。そうやって変えてきています。それから財務省も、政府系金融機関の統合というのがあってトップを民間にということになったせいかもしれませんが、細川元事務次官が副総裁につくとか、トップはほかの人ということをやつたりしているんですね。

ですから、外務省もそういうことをちゃんと考慮に入れて、きちんと率先して何とか美しい、さつき何て言つたんだっけ、どこかの国でコンジョーとかいう美しい対応をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○河野委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 まず、北朝鮮のミサイルの問題で伺いをしたいと思つておりますが、北朝鮮のミサイル発射ということに対して、北朝鮮は四月四日以降ということでもさまざまところに根回しをしている状況であります。これに対して官邸や外務省の対策室などはどんな対応をしているのか、お伺ひします。

○中曽根国務大臣 外務省といたしましては、このところずっと情報収集を行い、また強化するなどの対応をとってきたわけでございますけれども、昨日夜、国際海事機関、IMO、こちらから、日本を含むIMO加盟国に対して、北朝鮮の当局によるIMOに対する試験通信衛星の打ち上げのための事前通報があつたと。

そういうことを受けて、今後の情報収集とかあるいは対応に万全を期すため、総合外交政策局長を長とする、またアジア大洋州局長、そして北米局長、国際情報統括官、国際法局長、さらに危機管理担当審議官、また、その他必要に応じた関係幹部をメンバーといたします外務省連絡室を立ち上げたところでございます。

○松原委員 この北朝鮮のミサイル発射、北朝鮮が言うところの人工衛星であります。これは日本としては抑止をしなければいけないという認識でよろしいでしょうか。

○中曽根国務大臣 北朝鮮は、人工衛星、そういうふうに着弾しているようにございますが、これが人工衛星であろうとなかろうと、国連安全保障理事会の決議に違反している、我が国はそういうふうに着弾しているに違いないと、これがもし発射をされれば違反ということでありまして、発射をしないように、されないように、今、自制を求めているところでございます。

○松原委員 今大臣からお話がありました。日本は、これが人工衛星であると北朝鮮が言っても、それは安保理の決議に違反するということで認識をしているということでありまして、同じ認識を共有している国は他にどのような国があるか、お伺いをいたします。

○中曽根国務大臣 他にどのような国というのは、世界じゅうにたくさん国があるわけでございまして、世界じゅうにたくさん国があるわけでございまして、この関係国という意味でお答えさせていただきます。六者会合の中のメンバー国に限って現在わかっているところを申し上げますとすれば、米国、韓国、日本ということでございます。はつきりと、安保理決議違反だ、そういうふうに着弾しているのはその三方国でございます。

○松原委員 安保理の常任理事国であって拒否権を持つ国の中で、まあ五カ国あるわけでありまして、その中ではどういふふうになっていきますでしょうか。

○中曽根国務大臣 安保理という意味では、そのほかに、英国、ロシア、中国があるわけでございまして、けれども、英国は、日本と同様に、これは安保理決議違反である、そういうふうな表明をされておられます。また、中国とロシアでございますが、対外的に立場を明らかにされておられません、コメントは差し控えていただきたいと思います。フランスは「フランスは」と呼ぶ失礼しました。フランスは日本と同様の立場である、今までの協議ではそういうふうには私どもは判断していません。

○松原委員 六カ国の中にあるロシアと中国というのがこのことに異なると認識をしております。

いうことでありますが、彼らの異なる認識を日米韓と共通の認識にすることができるとはどうか、その見通しをお伺いしたい。

○中曽根国務大臣 まだ異なるものと断定していいものかどうかはわかりませんが、私が、過日、中国を訪問し、楊潔篪外交部長、また温家宝國務總理等との会談、表敬等におきまして、まず自制を求めるといふことで一致をしております。そういう意味では、今後も引き続き、中国、ロシアに對し、私どもと足並みをそろえるようにまた働きかけをやっていく、そういうところでございます。

○松原委員 この北朝鮮のミサイルが発射された場合に、これがどうなるのかという議論があります。北朝鮮からのミサイルが発射されたときに、一つは、外務大臣がこれは十日の閣議後の記者会見で御発言をされているわけでありまして、国民の生命と財産を守るためにあらゆる手段で被害が及ばないようにやるのは当然のことでありと強調し、仮に日本方面に向けて発射されたら政府としてもそれなりの対応をしなければならぬと。

この文意では、迎撃を示唆している、こういう文章がありますが、このことに関しては、そのような発言はなさいましたか。

○中曽根国務大臣 今委員が指摘されました私の発言の、正確には今ここで復唱はちょっとできないかもしれませんが、私は迎撃という言葉は使っておりません。マスコミが私の発言を受けてそのように独自に判断されたもの、そういうふうには思っています。

○松原委員 迎撃という言葉は使っておりませんが、例えば浜田防衛大臣の発言等も含めて、当然、この日本の法の中において、北朝鮮のミサイルが国民の生命財産を脅かそうとしたときは、これは迎撃しますわね。お伺いしたい。

○中曽根国務大臣 仮定の話になりますが、その発射されたミサイルによって日本に被害が及ぶようなときは、しかるべく対応をとるのが当然だ、そういうふうには思っております。

○松原委員 しかるべく、しかるべくって、これははつきり迎撃とおっしゃった方がいいと思う。迎撃以外のしかるべき対応というのは、どういう対応ですか。

○中曽根国務大臣 防衛大臣にお聞きいただくのが一番よろしいんでしょうけれども、それが日本に着弾することを防がなければならぬ、そういうふうには思っております。

○松原委員 日本に着弾しないということは、撃ち落とす、こういうことですね。

○中曽根国務大臣 まず、発射させないようにぎりぎりまで今努力しているところでございます。し、それと続けるということが大前提でございます。すけれども、ちよつと、これ以上の仮定の質問にはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○松原委員 北朝鮮側は、衛星迎撃、彼らは衛星と言いつけるわけでありまして、衛星迎撃は戦争である、こういうふうには言っているわけでありまして、つまり、こういった外務大臣の発言も含め、浜田防衛大臣の発言も含め、こういう発言が迎撃という言葉を使っている、実際、それを撃ち落とすという趣旨で彼らも理解している、したがって、迎撃をしたら戦争だと北朝鮮側は言っているわけでありまして、これはそういうふうには言っているわけですね。

この戦争であると北朝鮮側が言ったことに対して、別にコメントをする必要はないと思います。無視をすればいいと思いますが、このことに関して、外務大臣が記者会見でおっしゃったこの思いは変わりませんね。

○中曽根国務大臣 申しわけありません、記者会見でおっしゃった思いというのは、先ほどの私の発言ということでございますか。(松原委員「はい」と呼ぶ)

北朝鮮はいろいろなことを言っているという、そういう報道を私も承知しておりますけれども、これは非常に重大な事柄でございますので、慎重でなければなりませんし、そういう先方の言葉に乗ってしまうのはいかぬものかな、まずそういうふうには思っております。万が一何かありますときには、先ほどから申し上げておりますように、政府全体できちんと対応をとる、これが当然のことだと思っております。

○松原委員 私は北朝鮮側の発言に「一々こたえる必要はない」と思っております。それは大臣と共有しております。問題は、中曽根大臣が、国民の生命と財産を守るためにあらゆる手段で被害が及ばないようにやるのは当然であり、仮に日本方面に向けて発射されたら政府としてもそれなりの対応をしなければならぬ、この言葉の意図する部分に関しては、北朝鮮が何を言おうとも変わらないという認識で当然国民は思っているし、私もそう信じているし、そのことをここで申し上げていただければいいんです。

○中曽根国務大臣 委員の御発言は、記者会見の報道を受けてといたしますが、報道から今そのような質問をされておられるのではないかと思いますけれども、先ほどから申し上げておりますように、日本に被害が及ぶ一及ぶようなことがあるときは、当然、日本国民の生命と財産を守るために、政府としては、それが、今迎撃という言葉をおっしゃいましたけれども、あらゆる手段で被害をおおしやましたけれども、あらゆる手段で被害をおおしやましたけれども、それを防ぐためのしかるべき対応をしなければならぬ、そういうことでございます。

○松原委員 迎撃以外のしかるべき方法はないわけですから、もう中曽根外務大臣がそこまで言わなくても、北朝鮮はそう思っている、迎撃は戦争だと向こうはおどしているわけですよ。しかし、これに對して反応する必要はなく、その発言のとおり日本国民の生命財産を守るということで私は構わないと思っておりますが、そのときに大臣は、日本方面に向けて発射された場合、こういうことをおっしゃっているわけでありまして。

人工衛星だろうとミサイルだろうと、当初は日本を越えるつもりでも、北朝鮮のミサイルが途中でそこまでの機能を失ってしまつておつこつてくる、こういったことは十分可能性としてあるわけ

ですから、その可能性を考えたときに、それを国内のどういふような高度を飛ぶかとかというのはシミュレーションでわかるでしょうが、一定のレベルになったときは当然それは迎撃対象というか撃ち落とす対象になる、もしくは国民に被害が及ばないようにする対象になるというのは当然だろうと思っています。

さつきからのやりとりで余り歯切れのいいお答えはいただけないので、次に移りますが……(中曾根国務大臣「委員長」と呼ぶ)歯切れのいい答え、できますか。

○中曾根国務大臣 私自身、ちよつと、日本方面という言い方を過日したわけですが、これは必ずしも適当ではなかったのではないかと思います。日本の領土、領空、領海に及ぶときという方が正しい言い回しではなかったかと思っております。それだけ、ちよつと訂正させていただきます。

○松原委員 厳密にそれで日本の領空、領空というのはどこまで領空かという議論もいろいろあるかもしれませんが、そこを飛ぶということではあります。

そして、それに対して、飛ばされたときにどういう対応をするのかということが問題だと思ふんですね。発射された場合に日本はどういう行動をするのかを、報道もされておりますが、お伺いしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 もう先ほどからお答えしておりますけれども、現時点では、とにかく発射をさせないということに全力を挙げなければなりませんし、挙げていくところでございます。

今、御質問、大変恐縮でございますが、どういう、行動とおっしゃいましたか。

○松原委員 その前に、発射されないように抑止をするために、政治ですから、発言をしたり行動したりする。北側が迎撃したら戦争だと言うのは、迎撃されたくないから言っているわけですよ。私は、やはりある程度のことを、外交上カードは逆に見せなければいけないと従来から言っているわけ、あなたのところ、そんなことをやったらばこうしますよというペナルティーは先に言っておかないといけないと思ふんです。

だから、今私が申し上げているのは、迎撃という言葉は使っていないけれども、日本方面に来て、例えば、日本の国民の生命財産を守るためにあらゆる手段を使う。あらゆる手段ということですから、当然迎撃は入るんですよ、それは。あらゆる手段なんだから。そう中曾根さんが言っているんだから、大臣は。

そして、今、日本の領空、領海等の侵犯、そこに来たときに対応しなければならぬ、こういうふうにおっしゃっているわけですが、同時に、こういうふうな、北朝鮮に対してその発射を抑止するためのこれはプレッシャーだから、私はいいと思いますよ。これだけ北朝鮮が言ってくるということは、プレッシャーに感じているんですよ。北朝鮮側がプレッシャーに感じているんですよ。北朝鮮側がプレッシャーに感じているんですよ。北朝鮮側がプレッシャーに感じているんですよ。

だから、例えば、では、それに対して日本は、仮にあなたのところでミサイルを発射したとき、どういう手段を講じてそれに対してのペナルティーを、着弾しないように、例えば間違えておつちないようにやるのはわかりますが、どのようなペナルティーをそのときはやりますかというのを、やはりあらかじめ僕は言うべきだと思ふんだけれども、どういふことを今想定していますかと聞いているんです。

○中曾根国務大臣 それにつきましては、これも再三申し上げているんですけども、人工衛星であれば安保理決議違反であるということで、安保理におきまして協議を行うということ、これを私どもは日本政府の考えとして表明しているわけでありまして、そういうことも北朝鮮には当然のことながら伝わっている、そういうふうには思います。おっしゃるとおり、カードといふんですか、こういう問題には毅然とした対応をとることが

当然大きなことでありますが、事が事柄だけに、大変こういう意味では、表現の仕方が委員には十分御納得いただけないかもしれないけれども、私どもとしては、国民の生命と財産を守るためにあらゆる対応をとるということで御理解いただきたいと思ひます。

○松原委員 あらゆる対応というのは、さつき言ったように迎撃も入るんだから、御理解はいたしますよ。

それで、問題は、そうした中、例えば平成十八年七月五日、北朝鮮が発射をした、やったときに、このときは、日本政府は即座に万景峰の入港禁止等も含む日本独自の制裁を発動したわけがあります。もちろん、その後、国連における非難決議、これがあつて、十五団体、一個人に対して大量破壊兵器関連の資金移転防止措置という、こういった別の制裁も後づけで行われましたが、即効性のあるものをこのとき、七月五日、打ち上げられた直後に官房長官が発表し、事実それを実行したわけでありまして。

今回はそうした、今既に制裁は継続しておりますから、追加制裁を即座に、北朝鮮がそういつた衛星がミサイルかわかりませんが打ち上げたときにはやるぞということ、私は抑止をするための効果があるのであらかじめ言うべきだと思ふんですが、そのことは検討されておられますか。

○中曾根国務大臣 おっしゃるとおり、事前にそのような事後の当方の対応、例えば制裁等について述べるといふことも一つの抑止の力になるかもしれないんですが、私どもといたしましては、万が一そういう事態に陥った場合には、関係国とよく協議をし、そして安保理を中心に協議をして対応を考へるということでございます。

○松原委員 今私申し上げたように、前回万景峰入港を即日禁止しているんです。関係国と相談して、国連決議が上がった後にやったのは、これは十五団体、一個人に対しての資金移転防止措置なんです。

大臣、そこで、関係国と相談してやる部分も当然あるでしょう。しかし、相手が打ち上げたら即行してやりますよという部分があつたわけですよ。そのことに關して、関係国と協議をしてやる部分も当然あるけれども、日本が一番このことに關しての、安全保障を脅かされるわけだから、日本として、これに対して、打ち上げたらすぐに追加制裁をしますよということ、北側に対して警告をするべきだと私は思ふんですが、そういった用意はありますかとお伺ひしているんです。

○中曾根国務大臣 我が国の対北朝鮮の制裁措置、これにつきましては、あるいはこの措置のあり方につきましては、政府部内で不断の検討を行っているわけですが、実際の対応につきましては、対北朝鮮という意味では、拉致の問題それから核の問題等々ございますので、また六者会合、安保理等における国際社会の動きも踏まえ、また協議を行いながら、総合的に判断をしていくことになろうかと思ひます。

○松原委員 それでは、違う角度から今のことをもう一回確認しますが、平成十八年七月五日に北朝鮮が発射をしました。ミサイル、人工衛星、どちらでもいいです、発射しました。今回発射するのと、平成十八年七月五日のものと、発射したときの現象としてどういふ違いがありますか。違いがあるんですか、ないんですか。

○中曾根国務大臣 平成十八年の七月の北朝鮮の弾道ミサイルの発射の際には、その時点では北朝鮮に対する措置をそれまで何らとつていなかった、そういうことも踏まえまして、国際社会の平和と安全、そして大量破壊兵器の不拡散、そういう観点から、厳しい対応をとるということが必要である、そういう判断を行つて、一連の対北朝鮮措置を決定したといういきさつがございます。また、その後、十月の核実験実施の発表を受けまして、さらなる対北朝鮮措置をとったわけでございます。

今回、北朝鮮は、人工衛星打ち上げを予定している、そういうふうに表示をしておりますところがございますが、再三申し上げておりますように、ま

ず発射をするような事態にならないように努力をするということが最も重要でありますし、また、今後、そういう努力にもかかわらず、北朝鮮が万が一発射を強行した、そういう場合には、仮に北朝鮮が人工衛星である、そういうふうな称しとしても、安保理決議違反であるということを考えておりますから、米国や韓国等、関係国と緊密に連携をして、安保理において北朝鮮に対してどうするかというところはしっかりと協議することが必要である、そういうふうな考えております。

○松原委員 北朝鮮が衛星だろうとミサイルだろうと何と言おうとも、アメリカも含めて、日本も含めて、韓国も含めて、安保理決議違反であると言つてこれをやるうとしていくわけですよ。だから、前回と状況は同じなんです、実際問題。前回のときは既に制裁をしていたから今回は制裁をプラスしないという議論は、それは北朝鮮に対してこの委員会での今の外務大臣の発言自体が誤ったメッセージを出すと思はるんです、やっても日本は追加制裁をしない。

北朝鮮が言っている時間まで、四月ですからまだ時間があるので、私は大臣に、当然ながら追加制裁を検討し、そしてそれを日本の政府部内できちっと検討し、北朝鮮が再びそういった国際社会に対する暴挙を企てた場合には、早い段階で追加制裁を発動するということを警告するべきだと思いますが、御見解はいかがでしょう。

○中曽根国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、政府といたしましては、北朝鮮に対しましてまず発射させないという努力は当然のことです。ありますけれども、安保理決議違反であるから安保理の場で協議をするということは、制裁というようなことも議論の中で出てくるかもしれないし、どういう対応をとることがこの北朝鮮の発射に対して適当であるかということはいろいろあるうかと思いますが、我が方が、安保理決議違反であり、安保理で協議をする、そういうふうに表示しているということは、北朝鮮も一定の重く受けとめ方というのがあるんじゃないか、そういうふう

うに思っております。

○松原委員 北朝鮮が、安保理でロシア、中国がいるわけですから、そんな悲観的に考えていないだろうというのはだれだつてわかるわけで、各種マスメディアのさまざまな報道を見たつて、私もそう思います。この問題、特に、さまざまな、海の国際機関、海事の方にも言つて、ここに何かロケットの一部が着水するかもしれない、こういうことまで言つて固めてきていますから、なかなか簡単には安保理で非難決議にいうことは私は到底考えられないわけであつて。

逆に言えば、日本がやはり率先して、みずからの一番危機なんですから、前回と同じように、前回と今回の違いなんというのは実際ないんですよ。前回やつたように今回において追加制裁をする、そして、そのことについてあらかじめ北側に對して通告をするべきだというふうには私は強く主張をしておきたいと思ひます。

○中曽根国務大臣 再三同じような答弁で恐縮でございますが、対北朝鮮措置のあり方につきましても、政府部内で不断に検討を行っているということで御理解いただきたいと思ひます。

○松原委員 ということは、これはもう追加制裁の警告もあり得る、こういうことで理解していいですね。

○中曽根国務大臣 先ほどから答弁申し上げておきまして、先ほども申し上げたように認識をしておきましよう。

それで、そういう状況で日米韓が、北側の発射するものが衛星であろうとミサイルであろうと安保理の非難決議違反だ、こういう認識を持っているということをおっしゃいました。したがつて、日米韓でやはり安全保障上の問題、特に日本が一番危険を持つと思ひますが、北朝鮮がこれを発射した場合、有志連合といひますが、その三カ国で北に対しての経済制裁に関して共同で検討しようということも含めての枠組みぐらゐを、日

本が一番当事国ですから、検討してしかるべきだと思ひますが、御所見をお伺ひしたい。

○中曽根国務大臣 日米韓でまずは発射させないようにとつて、それに努力をしようということとで一致をしておるわけで、今の努力を行っているところでございます。ある事態といひますが、発射されるようなことが起きた後、当然のことながら、日米韓でまた緊密な協議を行うということにならうかと思ひます。

○松原委員 発射された後緊密な協議では遅いんですよ。発射される前の緊密な協議が重要なんですよ。

北朝鮮側は恐らく、発射してもちろん国際世論の大変な糾弾を浴びますが、結果、果実を手にするという彼らは認識だと思ひます。それだけのミサイルをつくつたことを国際社会がいや応なく認知するというのが彼らの今までのやり方ですから。発射する前に私は、そこは現実には、韓国やアメリカが思ひを同じにしてやつていただけるかどうかというのは外交交渉であります。少なくとも、北朝鮮が発射するものが衛星であろうとミサイルであろうと、それは国連安保理決議違反だということも含め、共通の危機認識を持つていての経済制裁等も、あらゆる手段という中で経済制裁も検討するようなきちつとした、北朝鮮に強いメッセージを伝えるようなことをするべきだと思ひますが、いかがでしょう。

○中曽根国務大臣 私、先ほど、発射の後と申し上げました。委員のおっしゃるとおり、これはもう行つておりますし、引き続き日米韓では、これはもうワシントンあるいはソウルを初めとして、緊密にいろいろ協議を行つておるところでございますし、我が国としても独自に対応策といひものは不断の検討を行つておるところでございます。

○松原委員 時間が大変少なくなりましたが、次に移りたいと思ひます。

大変にこういう、この地域の問題を抱えている北朝鮮であります。従来あつた再調査委員会の立ち上げの議論といひものは現在どうなつてゐるのか、拉致の問題であります。時間が足りなかつた分は次の質問のときにやりますが、この再調査委員会が今どうなつてゐるか、お伺ひしたいと思ひます。

○中曽根国務大臣 委員は既に、既にと申します。十分御承知のことです。昨年の日朝協議におきまして、拉致被害者に対する調査委員会を立ち上げて調査のやり直しを行うということであれば、現在行つております北朝鮮に対する我が国の制裁決議、すなわち、チャーター便の禁止、あるいは人的交流の禁止、こういう制裁を解除するということとで北朝鮮側とは日朝合意の中で合意されてゐるわけでありまして、私どもとしては再三、調査のやり直しをやるようにということをいろいろな機会を通じて北朝鮮に言つてゐるところでございます。

総理の答弁、私どもの答弁、あるいは中国や韓国等の協力をいただきながら、調査のやり直しが一刻も早く行われ、この被害者が帰国できるやうにということを努力しておりますが、大変残念ながら、今のところまだ、調査のやり直しにかつたという報告、情報はございません。

○松原委員 半年以上ナシのつぶての現状に対して、大臣としては、誠意を感じることができかどうかをお伺ひしたい。

○中曽根国務大臣 誠意とおっしゃるのは先方の誠意ということでございます。松原委員も「ちろん」と呼ぶ。それはちよつと、先方のことはよくわかりませんが、約束をしたわけでありましてから、ですから、これは一日も早く履行してほしい、そういうふうな思つております。

○松原委員 もう一回ミサイルに戻りますが、あの日朝平壤宣言の中にいろいろな項目がありますが、これは質問通告しておりますので直観的にお答えいただければ結構ですが、今回のミサイル発射等も含め、今までのものもそうなんですが、

日朝平壤宣言に違反していると率直に思う人が多いと思うんですよ、いろいろな意味で。これは、大臣、日朝平壤宣言に違反していると思いませんか。

我々は再三にわたって、日朝平壤宣言の空洞化に対して日本が何も言わないということが、これまで極めて間違ったメッセージを北側に与えることになるということを言い続けてきたんですが、今回のこれは日朝平壤宣言に完全に抵触すると思うんですが、御所見をお伺いしたい。

○中曽根国務大臣 平成十四年のこの日朝平壤宣言、これの中に、「双方は、つまり日本と北朝鮮は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した」、こういうふうにはっきりと明記されておりますから、これは日朝平壤宣言に違反するということに判断いたします。(松原委員「違反するんですね」と呼ぶ)はい。

○松原委員 日朝平壤宣言に違反するということ、明快である以上、日朝平壤宣言についても、次の外務委員会の質問でやりますが、これに対して何もいえないよという議論にはならないということをお願いして、私の質問を終わります。

○河野委員長 次に、近藤昭一君。

○近藤(昭)委員 民主党の近藤昭一でございます。

中曽根大臣の国際情勢に関するいろいろなお話を伺い、私からも幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

いよいよ外務委員会も動き出したわけでありまして。昨年の臨時国会のときにも、クラスター爆弾の条約の問題でも大臣に何回か質問させていただき、直接大臣御自身が行かれて署名をされた、そして、この通常国会でいよいよ批准ということになるわけでありまして。この問題、まず三十カ国が批准して効果を出していく、発効していくということでありまして。これは、日本が早く協力して批准をして、日本がやはりこういった部門でリードをしていくということで、大臣とともに頑張つて

いきたいと思うんです。

ところで、私の方からきょう大きく二つ質問をさせていただきます。私に伺います。

実は私、北方領土返還要求実行委員会というのがあるんですが、その代表も務めさせていただいております。北方領土というのは平和的な形で日本の領土になる、一刻も早い返還の実現をしないでいけないうことで活動させていただいております。そこで、関連することです。少しく気になることがあるので質問をさせていただきます。

外務省は、今日でも、南樺太の帰属は未定という見解を出しておられるわけでありまして。しかしながら、二〇〇一年にユジノサハリンスクに総領事館を設置し、今回は麻生氏が総領として初めて訪問した。私は、南樺太の帰属問題は、本来、日口間の外交交渉の材料であり、将来、日口平和条約が締結されるにこそ解決すべき問題だと考えておるんです。

政府の施策は、すべてロシア側の行政権をなし崩し的に認めることになりはしないか、日本の権益や外交カードを放棄することになるのではないかと、いよいよ危惧をしております。そこで、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○中曽根国務大臣 我が国は、サンフランシスコ平和条約によりまして、南樺太に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しておりますが、これはもう委員御承知のとおりであります。そういうところから、その帰属につきましては見解を述べる立場にはございません。

また、この条約は南樺太の最終的な帰属先について規定しているものではなく、政府といたしましては、その最終的な帰属先は未定である、そういう立場でございますけれども、南樺太はソ連及びロシア、ソ連時代から現実的には支配をされているわけでありまして、ロシア以外の国はあの地域に対する領有権は主張していない、そういうふうにごういうことを前提といたしまして、在ユジノ

サハリンスク総領事館、これを設置したということ、また過日、麻生総理がサハリンを訪問したということ、これらは南樺太の法的地位に影響を及ぼすものではなく、また、当該地位に関する我が国の立場とこれは矛盾を伴うものではないと考えておりました。したがって、委員の御指摘は当たらないものと考えております。

○近藤(昭)委員 従来からそういう立場でおられるというのは承知をしております。ただ、実際の問題として、領有権が最終的に確定する、日本としてはそのことについて主張をする立場にないということであるのかもしれませんが、それでも、ただやはり、そこに総領事館を置いていける、そしてまた総理がそこに訪問されて活動をするというところは、私は、先ほど申し上げましたように、実質的に、なし崩し的にそういう実質的なものを認めていくことになるのではないかと、いよいよ危惧をしております。

そしてさらに、十七日の記者会見では、官房長官は、麻生総理はあすの二月十八日にロシアのサハリンを訪問いたしますという言い方をしている。つまり、ロシアのサハリン、こういう言い方をされております。ロシアに対する南樺太への帰属を認めたかのような表現でないのか。そうでなければ、どのような意味で、あるいはどのような根拠からそういうロシアのサハリンという表現を使われたのか。

私は、ロシアのサハリンという表現は、日口外交を考える上で、先ほど、領有権を主張する立場にない、こういうふうにおっしゃってても、その文脈の中でもこの表現の仕方は適当ではないというふうに思いますが、いかがでありましょうか。

○谷崎政府参考人 お答えいたします。

南樺太の帰属先につきましては、先ほど大臣の方から御答弁申し上げたとおりでございますが、これはソ連、ロシアが現実の支配をしている、これについてどの国も領有権を主張していない、こういう現実があるわけでございます。その現実を踏まえた上で御指摘の官房長官の発言はされてい

るというふうに我々は理解しております。

○近藤(昭)委員 それで、なかなか納得ができませんが、二つだけ確認をさせていただきたいと思っております。

サンフランシスコ条約のときの状況、日本が領有権を放棄した、しかしながら、一方で、当時ソ連も講和条約には調印をしていない、こういう状況。そういう中で、学者の方によつては、その条約に参加しない国は拘束をしない、こういう考えから、日本はロシアに対して依然南樺太の領有権を主張し得るのではないかと、こういう学説がある。いわゆる日本が領有権を主張し得るのではないかと、こういう考え方。

もう一つは、逆に、一九九一年九月十九日の衆議院の沖縄北方特別委員会において、我が党の岡田克也議員の質問に対して、当時の外務省柳井条約局長が、対日平和条約の当事国でないソ連、当時ソ連は、この条約に基づいて南樺太、千島列島の領有権を逆に言うところ側も主張することはできない、こういうふうにご答弁されているんですが、その点についてはいかがかと考えているんですが、

○谷崎政府参考人 お答えいたします。

ただいまの御質問は、南樺太の領有権につきまして日本が主張できるか否かという御質問だということに理解いたしました。先ほど大臣の方から答弁がございましたとおり、サンフランシスコ平和条約においては日本は領有権を放棄しております。そのサンフランシスコ平和条約の当事国の日本が今御質問のあったような主張ということではできないものというふうに考えております。

○近藤(昭)委員 逆に当時ソ連も領有権を主張することはできないという当時の柳井条約局長の答弁についてはいかがでありましょうか。

○谷崎政府参考人 ただいまの御質問の、当時の柳井局長の答弁そのものは、今私の方に、手元に用意してございませんので、正確な言い回しはちよつと確認をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしろ、我が国としましては、いかなる国に対しても、このサンフランシスコ平和条約に基づいて領有権があるなしということについては基本的に申し上げる立場にないというのが日本政府の立場でございます。

○近藤(昭)委員 何かちよつとはつきりしない答弁でありますけれども、いずれにしても、確かに当時の条約で日本は放棄をしている、こういうことなのであります。

ただ、一方で、最終的には確定をしていない中で、やはり私は、先ほども触れさせていただいたロシアのサハリンというような表現等々は、今後の外交交渉のためにはやはり使うべきではないというふうに思うわけであります。

そしてまた、今回の麻生総理とロシアのメドベージェフ大統領との会見、新たな独創的で型にはまらないアプローチ、大統領が領土問題についてこういう指示をした、こういう報道がなされているわけであります。

ただ、一方で、二月二十一日のロシア外務省の声明では、そのようなアプローチについては触れられていない。そして、ロシア側の報道では、すべて共同通信によれば、こういう日本の報道を引用するような形で言っている。新たな独創的で型にはまらないアプローチについてきちつと言っていないんですね。それはいかんでしょう。本当にロシア側からそういうような言葉が伝えられているのかどうか。

そして、何かその後のロシア側の外務省は、ある種沈黙を守っているような形なんです。それが、あるならば、日本がこうだったと言っていることについてなぜ照会をしないのか、あるいは照会していらつしやるのかもしれませんが、いかがでありますでしょうか。

○谷崎政府参考人 お答えいたします。先ほどの二月十八日のサハリンの首脳会談でございますけれども、この場においては四つの点についてロシア側と一致したということでございます。その一つは、この問題を我々の世代で解決す

るということ。それから、これまでに達成された諸合意、諸文書に基づいて解決する作業を行う。それから、今御指摘のありました、新たな独創的で型にはまらないアプローチのもとで作業をするといった点、四項目でございます。

このうち、新たな独創的で型にはまらないアプローチというこの言い回しそのものでございますけれども、これは、昨年十一月のリマでの前回の日ロの首脳会談の後、メドベージェフ大統領が事務方に指示を出しております。今回の首脳会談においても、メドベージェフ大統領からこのアプローチについては言及がなされております。

ロシア側の説明ぶりと日本側の説明ぶりの違いでございますけれども、我々としては、この会談の中身そのものについての説明は当事者の方がそれぞれ行うというのが基本だということに思っております。他方、ロシア側の方においての認識が違いがあるかどうかという点についてでございますけれども、これについては相違はないというふうに考えております。

また、具体的にこの点につきましては、ロシア側の方は外務省が二月二十一日にコメントを出しておりますけれども、その後、直ちに我々の方からロシア側に照会いたしました。そこがあるかどうかということについては確認しております。向こう側の返事は、その点については、四つの項目について反対はしていないという回答を得ております。

○近藤(昭)委員 確認をし、そこで了解をしている、お互いの共通認識だということでありまして、ぜひしっかりと、外交交渉でありますから、それぞれの立場がそれぞれの立場で言うときもあるのかもしれませんが、しっかりと交渉していただきたい、こう思うわけであります。

そこで、余り時間もないので、次の質問に行きたいと思うんですが、先ほども触れましたクラスター爆弾の条約等々、とにかく、冷戦時代が終わって新しい平和構築の時代になった、国際協調の時代になった、ぜひ日本の外交がしっかりとそ

の路線の中で役割を果たしていただきたい、いきたい、こういうふうに思うんですが、新たな戦略兵器削減条約の締結に向けての動きということで質問させていただきたいというふうに思います。

今月の六日にジュネーブで行われました米口ロ相会談。両国の外相は、第一次戦略兵器削減条約、STARTIが失効することしの十二月までに新たな核軍縮条約の締結を目指すということで合意をした。全世界の九割以上の核弾頭を保有する両国が新たな核軍縮に踏み切れば、オバマ大統領が提唱している核のない世界へ大きな一歩となる、こういうふうに考えております。

このことについて日本政府はどのように評価をされているのか、また、こうした動きに対して何らかの働きかけを行っていくのかどうか、確認をしたいと思います。

○中曽根国務大臣 アメリカとロシアの間のこの第一次戦略兵器削減条約、これにつきましてはこの十二月で失効する、そういう予定であると承知をしておりますけれども、我が国といたしましては、この条約の後継条約に関する今般のアメリカとロシアの間の合意を歓迎いたす次第でございますが、さらに、この条約の失効前にこの後継条約が締結、発効されることを期待しているところでございます。

また、我が国はこれまでも、国連総会に提出をいたしました核軍縮決議などによりまして、アメリカそれからロシアに対しまして、後継条約の締結も含めてさらなる核兵器削減を求めてきておるわけでございまして、引き続き、国連やまた二国間協議の場などを利用してこういう努力を継続していきたい、そういうふうに思っております。

○近藤(昭)委員 ぜひ、さまざまな場面においてこの動きがいち早く、また確実に進んでいくことについて御努力をいただきたいというふうに思うわけであります。

続きまして、核不拡散・核軍縮に関する国際委

員会第二回の会合ということでお尋ねをしたいと思います。

ことしの二月にワシントンで開かれました核不拡散・核軍縮に関する国際委員会第二回会合における共同議長記者会見において、私たちは、米国の核兵器の唯一の目的は、米国及びその同盟国を他国による核兵器の使用から守ることであるべきだということ、そして、核兵器のかかわらない他の脅威に対して、核兵器の使用の威嚇をしたり、使用を認めたりするのは米国のドクトリンの一部であつてはならないということを明確に主張しましたとの発言がエバンス元外相からあつたわけでありまして、これは核の先制不行使を米国に求めたものと考えられます。

日本は、政府はこれまで、核の先制不行使に関しては消極的な姿勢を示してきたわけでありますけれども、現在の核先制不行使に対する政府の御見解をお伺いしたいと思います。

○中曽根国務大臣 今委員がお話しの核兵器の先制不行使の問題につきましては、現時点では核兵器国間で見解の一致が見られていない、そういうふうに承知をしております。

我が国といたしましては、米国との安全保障条約を堅持し、そして、その抑止力のもとで自国の安全を今確保しているわけでございますが、それとともに、核兵器を含む軍備の削減、また国際的な核不拡散体制の堅持また強化、そういう努力を重ねまして、核兵器を必要としないような平和な国際社会をつくっていくということが重要である、そういうふうに考えておるところでございます。

○近藤(昭)委員 なかなかそれぞれの立場が一致しないという中で、我が国としては、核兵器の今大臣がおっしゃったような状況をつくり、努力をしておられる、そういう中で、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会、ぜひ大きな役割を果たしていただき、核のない世界をつくるということで努力をしていただきたいと思いますというんです。

同じく第二回会合に関して質問をしたいというふうに思います。

この会合、今後、六月にはモスクワで、そして十月にはこの日本の広島で会合を開き、議論を重ねていく、その中で核をめぐるさまざまな課題に対し提言を行う、こういうふうな理解をしております。この内容は、核兵器のない世界へ向けて、国際社会の取り組みに大きな影響を与えると私は思っております。

そういう中で、日本政府としては、その国際委員会に対してどのような働きかけを行っていくか、これも重要なこと、このことについて大臣の御所見を伺いたいと思います。

○中曽根国務大臣 この核不拡散・核軍縮に関する国際委員会、これは我が国の川口先生、またエバンス、このお二人が共同議長を務めているわけであり、その中でも、各国の有識者の委員の方々から構成されておりますいわゆるセカンドトラックの委員会でございます。それぞれの人たちが個人の立場から建設的に議論を行う場だ、また、その議論に対して期待がされておるところでございます。

我が国といたしましては、豪州とともに国際委員会の事務局として、この委員会が今後、二〇〇一年、NPT運用検討会議の成功に貢献をして、そしてまた、核兵器のない世界に向けた具体的かつ現実的なロードマップを示す有意義な提言を行うことができるよう、そういうふうな我が国として支援をしていく、そういう考えでございます。

○近藤(昭)委員 日本からといましようか、共同議長ということで川口順子さんが参加をしておられ、そのセカンドトラックという形の中で動いている。そして、そういう中で密接に連携をしておられるというのか、協力をしながら進めていくということなんだと思いますが、ぜひ日本としてもさまざまな場面でバックアップをするような形をつくっていただきたいと思うんです。

それで、今ちょうど御答弁の中で少しNPT会

議のことには大臣も触れられましたが、このNPT再検討会議について、もう少しお話を伺いたいと思うんです。

来年、いよいよ核拡散防止条約再検討会議、こういうことで正式名称で開かれますが、核廃絶という目標へ向けての基盤がつくれるかどうか、この間にもさまざまなそうした国際的な取り組みが行われている。世界的に、国際的に、また地域的にもさまざまな取り組みが行われてきたわけであり、世界的には、核廃絶に向けてという国際的な多くの国々の了解といましようか、ものがある。しかし、必ずしも具体的に進んでいない側面もある。こうした課題を抱えているわけであり、

ただ、そういう中で、いよいよこの会議の成功が、まさしく核廃絶という目標へ向けての基盤がつくれるかどうかということで、非常に大きな意味を持つというふうには私は思っております。そういう意味で、この会議に向けて、政府としてどのような取り組みをされるおつもりなのか、具体的に御説明をいただきたいと思っております。

○中曽根国務大臣 我が国は唯一の被爆国である、そういうことでありますから、軍縮、不拡散、これは我が国の外交政策の重要な柱の一つとして位置づけているわけであり、そういう意味では、核のない平和な世界が実現するよう、また、世界の先頭に立つて役割を果たさなければいけない、そういうふうな思っております。

そういう中で、世界的に核軍縮の機運というのが今高まりつつある中で、二〇〇一年のNPT運用検討会議の成功というものを特に今私どもとしては重視をしております、この会議において、NPTを基礎とする国際的な核軍縮、そして不拡散体制、これの維持強化に資する合意が達成されるように積極的に取り組んでいく、そういう考えでございます。

○近藤(昭)委員 大臣、ありがとうございます。もちろん認識として共通のものであるわけであ

りますが、積極的にこう活動していくということ、この具体的な中身をもう少しお話をいただけると幸いです。

○中曽根国務大臣 この五月に第三回の準備委員会が開催されるわけであり、けれども、そこにおきまして、運用検討会議の暫定議題などの手続事項、こういうものの合意、それから、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用の分野についての実質的な議論、そういうものを行いつつ、そして運用検討会議での合意に向けた見解の取れんを目指していく、そういう考えで取り組んでまいります。

○近藤(昭)委員 ぜひ積極的に具体的にいろいろと活動していただきたいと思っております。

それで、大臣、質問通告をしていないんですけれども、私は、先ほどちょっと質問の中でも触れさせていたかもしれませんが、米国でオバマ新政権が誕生した。かつての、以前のブッシュ政権と違って、国際協調主義で行動していく。最近、報道でもアフガニスタンの問題でも穏健派タリバンとも話をするというふうなことも発表があったり、国際協調に向けて新しい政権ができたということ、大変に期待をしているわけであり、その中で、日本が協調して頑張っていくべきだと思っております。

それで、オバマ新大統領が日本に来る場面があるんだと思います。そういう中で、オバマ大統領も核のない世界を目指してということ、クリントン国務長官も、日本に来たとき、日米関係が重要であり、日本の文化も理解をするということ、いろいろと訪問をされました。

私は、日本は唯一の被爆国であり、この日本が、やはりその悲しい体験をきつと世界の平和に反映させていく、そして二度とあいつたことがないよう努力をしていく。そのためには、私は、オバマ新大統領が日本にお越しをいただいたら、ぜひ広島を訪れていただく方がいいのでは

ないかというふうに思いますが、いかが思われますでしょうか。

○中曽根国務大臣 オバマ大統領が来日されるのか、いつなのかということ、今何も決まっておられません。私としては、来日をして、訪日をしてほしい、そういうふうな思っております。ところでございますが、そういうような場合には、日本の被爆をしたような事情等も、私どもも十分説明をいたしますし、既にいろいろ大統領も御存じだと思いますけれども、いろいろな生の声を聞いていただいたりするということは大変大切なことであると思っておりますが、何分まだ訪日とかそういうものが何も決まっておりますけれども、そういうことであるときに、そういうことが実現するということであれば、そういうときにまた大統領に対する我が方の対応というものはちゃんと考えていきたいと思っております。

○近藤(昭)委員 先ほどから申し上げているような同じ目標、共通の目標のために、私は、ぜひ現地に行っていただきたい、そのために政府も活動していただきたい、そういうふうな思っております。

ありがとうございます。

○河野委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

前回の当委員会での中曽根外務大臣の国際情勢に関する報告の中で、米軍再編、在沖縄米海兵隊のグアム移転について言及がございました。

そこで、まず、北村防衛副大臣、お越しいただいております。昨年四月に、米側が、グアム統合兵力マスタープラン素案の概要というものを発表いたしました。在沖縄米海兵隊グアム移転の事業の具体的な事業内容、スキーム、所要経費等については、このプランと二〇〇六年五月の日米のロードマップに基づいて日米間で協議が行われております。その中で、既に二十一年度予算で真水事業費三百四十六億円、その他の諸経費七億円が計上されているわけであり、

この協議を進めていくに当たって、米側の案、マスタープランに対して、日本側の案を政府として策定して持っているのかどうか。日本側の案と、お答えください。

○北村副大臣 笠井委員にお答えをさせていただきます。

御指摘のマスタープランは、米国の領域であるグアム島における米海兵隊を含めた米軍の施設等の整備のための計画でありまして、その性格上、米国が責任を持って策定するものでございます。したがって、我が国として、これに対応する全体計画といったものは策定しておりません。

在沖米海兵隊のグアム移転については、我が国が応分の負担を行うことから、米側の全体計画の概要も聞き取りながら、その事業をできる限り効率的に実施するため、特に日本の分担にかかわる部分についてアメリカ側と緊密な協議を行ってきているところでございます。

○笠井委員 ならば伺いますが、防衛省は、二〇〇七年の十一月及び二〇〇八年の十月に、グアム移転の整備事業に関連して、基本構想策定業務というものと基本検討支援業務というものを発注いたしておりますけれども、これら二つの業務の概要、履行期限、執行額、受注先企業はどういうふうになっているか、それぞれ簡潔にお答えください。

○北村副大臣 お答えいたします。

御指摘のそれぞれの事業の内容につきましては、できるだけ簡潔に述べさせていただきますが、まず、平成十九年度在沖米海兵隊グアム移転支援整備事業基本構想策定業務、この業務の内容は、概要は、在沖米海兵隊グアム移転支援整備事業について概略的な基本構想を策定するための調査を実施するというものであり、その履行、行う期限は平成二十年九月三十日ということであり、おおよその執行額は一億六千五百万円ということであり、受注先企業は株式会社久米設計。

また、次に、二つ目ではありますが、平成二十年度の在沖米海兵隊グアム移転整備事業に係る基本検討支援業務、この業務の内容は、在沖米海兵隊グアム移転整備事業について基本検討を支援する業務を実施するというものであり、履行の期限は平成二十一年三月三十一日ということで、現在調査を実施中というところであります。執行額は、おおよそ三億七千六百万円ということであり、受注先企業は、在沖米海兵隊グアム移転整備事業に係る基本検討支援業務として、久米、パシフィックコンサルタンツ共同体というところであります。

○笠井委員 いずれも随意契約で公募型のプロポーザル方式で発注をされて、契約金額は合わせて五億円以上上っております。

基本構想策定業務の発注に当たっての公示内容を見ますと、本業務は我が国の財政支出で整備する海兵隊施設及び民間活力を導入して整備する家族住宅とインフラ整備事業に係る基本構想を策定するものであると明記をされております。その結果提出されたのが平成二十年九月の報告書でありまして、この概要版がここにございます。

これを見ますと、業務の目的、対象範囲、それから主要な業務内容が述べられていて、実際に「基本構想を策定した」というふうにあるわけですから、そういうことでよろしいわけですね。

○北村副大臣 お答えいたします。

本委託業務におきまして行われた下士官用隊舎及び家族住宅の所要の経費に係る検討内容につきましては、今後の防衛省による所要経費の精査のための参考とするとの観点から、防衛省より当該業務を請け負った業者が実施したものであります。

それで、防衛省の見解を代表するものではないということをおおきく申し上げさせていただきます。

○笠井委員 防衛省の見解を代表するものではない

というわけですが、例えば、今ちょっと触れられましたけれども、我が国の財政支出、真水の事業である米軍の独身下士官用隊舎については、「概算の建設コストを算出した。」「各棟ごとの工事費を算出した。」というふうにあります。また、民活導入による家族住宅整備についても、「標準的なプロトタイプの一階建て下士官住宅一棟の数量を算出し、二階建て下士官住宅一棟の数量を算出し、建設費を算出した。」というふうな記述があります。それ以外にもいっぱいこういうことがあるわけですが、そのとおりなのかどうか。算出した具体的な数字、金額というのはおのの幾らになっておるんですか、この報告書の中では。

○北村副大臣 お答えさせていただきます。

先ほど御答弁させていただきましたように、請け負った業者が実施した調査の結果でありまして、防衛省の見解を代表するものではないということをおおきく申し上げた上で、本委託業務については、御指摘の検討内容について、工事費を見積もる際の考え方を整理するという目的のもとで、日米協議の過程において入手をいたしました情報も用いながら、概略図面の作成や主要な工事項目の抽出、単価のあり方等について調査検討が行われたものでございます。

いずれにいたしましても、本委託業務において実施された調査検討の具体的内容につきましては、アメリカ側との協議の過程において入手したという情報も用いておりますから、アメリカ側との関係もございまして、詳細についてお答えすることはこの際困難であるということをおおきくご理解いただきたいと思います。

○笠井委員 考え方を整理したと言いますが、それに基づいて、今のお話にありました、日米交渉の中でそういうことで協議の中で使っているというところでありまして、今、交渉事だということに言われましたけれども、向こう側から出たものもあるというふうに言われたけれども、結局は、この算出データは、この整備事業にかかわって日本

が独自に算出したというものなんじゃないんですか。違うんですか。

○北村副大臣 お答えいたします。

日本が独自に算出したものであります。○笠井委員 独自にやったのであればこれは隠すことではないと思うんですけれども、出したらいかがでしょうか。向こう側のいろいろな情報も加味しながら、とにかく日本側が出したわけですよね。税金使って、五億円かけてやっている調査ですよ。

○北村副大臣 独自に算出したものではありませんけれども、この報告書は、先ほども少し申し上げましたけれども、アメリカとの交渉や調整における日本側の検討の手がかりとするために作成したものでありまして、公表を目的として作成しているものではない。また、本委託業務において実施された調査及び検討につきましては、先ほども申しますように、アメリカ側との協議の過程において入手した情報も用いておりますから、アメリカ側との関係もこれであり、防衛省としては、対外的に公表することを差し控えていただきたいたいというところであります。

○河野委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○河野委員長 速記を起してください。

笠井亮君。

○笠井委員 検討の手がかりとしてということ、合わせて五億円使った調査でありますけれども、手がかりということですが、では角度を変えて聞きますけれども、これが一つのケーススタディーで、アメリカ側の情報も含めて検討した結果の数字を算出しているというふうなものであれば、政府、防衛省が日米協議に当たってそれらを使っている。ほかにも参考にするようなケーススタディーというのは別に持っているんですか。

○河野委員長 少々お待ちください。

○北村副大臣、おくらて申しわけありません。

これまでもいろいろな委託調査、業務等をやつてまいりましたが、これからまだございますので、そういったこととして御理解をいただければというふうに思います。

○笠井委員 現時点ではこれ以外にそういう調査というのはありますか、日米交渉の参考にするような、あるいはケーススタディーということではあるかないか。

○北村副大臣 お答えいたします。

平成二十一年度の予算に計上されている業務委託というものがございまして。それは大体五項目……〔笠井委員〕それは別話です。グアムの……〔笠井委員〕それは別話です。グアムのこのように基本計画に係る問題じゃないでしょう。それはいいですね」と呼ぶ）これから、二十一年度の予算で。

○笠井委員 グアムの基本計画にかかわって、基本構想と匹敵するような、ほかの計算、試算なり、算出したものはあるかないか聞いています。そういうものはないですね。今時点、ないですね。あるかないかだけ言ってください。

○河野委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○河野委員長 速記を起してください。

北村防衛副大臣。

○北村副大臣 失礼しました。

防衛省といたしましては、在沖縄米海兵隊のグアム移転に関しまして、これまで、以下に述べますことを民間に委託しております。

まず、建設費等に関する海外調査業務、そして住宅市場価格に関する海外調査業務というものであります。

○笠井委員 そんなことはわかってるんですが、要するに基本構想ということで、これは一つのものだ、これを参考にしようと言われたけれども、それ以外にそれに匹敵するようなほかのことはないということなんです。

それはそのはずなんで、これを随意契約でやつて久米設計を選んだ理由として、ここにちゃんと

文章が書いてあります。本契約は、企画競争を実施した結果、契約相手方の企画、履行能力が他社よりすぐれているためということで、随分とついているわけでありまして、要するに、最も能力があつて信頼できると選んだ企業に何億円も払つて出たきた報告書を使って日米協議をやっているということだと思ふんですよ。

しかも、日米協議の結果、隊舎や司令部などを建設する用地であるフィネガヤン地区のほかに、アンダーセン空軍基地やアブラ海軍基地の基盤整備まで実施しようということ、既に来年度、三百四十六億円も計上しているわけでありまして。ロードマップには明記されていないもので、米側が整備を急いでいるからというものであります。が、これは基本構想ということで、この委託した報告書の中にちゃんと入っているわけでありまして、それをもとに米側との交渉をやつて予算化したということでありまして。

まさに私、このグアム移転支援整備事業基本構想というのは、いろいろとまぐら言葉が言われましてけれども、日本側のマスタープランとも言うべきものではないかと思ふ。

昨年十月三十日の参議院外交防衛委員会、我が党の井上議員の質問に対して浜田防衛大臣は、「日米間で合理的に考え得る様々なオプションについて検討を行っている」というふうに述べているわけで、まさにそういう流れでこういうものを使っているということでありまして。

そこで、委員長、時間が限られていますので、報告書の本体、これは防衛省に聞きますと数センチないしは十センチぐらいになるといふことで、膨大な試算になると聞いておりますが、この際、この報告書自体をこの委員会に提出していただきたいということ、取り計らいをお願いしたいと思います。

○河野委員長 後ほど理事会で協議させていただきます。

○笠井委員 建設費等の公表が設計事業の支障に

なるというふうなことで、また、いろいろな問題、アメリカ側との関係とか、いろいろなことを言われるのでしようけれども、先ほど答弁にあつたように、基本構想や基本検討支援の業務を請け負つた久米設計とパシフィックコンサルタンツとというのはどういう設計会社かということで、私も調べてみました。

久米設計の方は、ODA事業で不正行為を行つて外務省から昨年七月から一カ月間の指名停止を受けている、そういう設計会社であります。パシフィックコンサルタンツの方は、公取の方から談合で排除措置命令を受けて、中国四国防衛局から、昨年三月から四カ月間、指名停止処分を受けているという問題があります。

国民の税金を食い物にして不正行為を行つてきた設計会社には公表が拒まれるほど重要な設計業務を請け負わせておきながら、国民や国会には公表できないということ、およそ通用する話ではないと私は思います。

そこで最後に、外務大臣、政府発注の業務で不正行為を行つた設計会社が、指名停止を、そういうこともやつていてということでありまして、しかも、巨額受注をこの問題でも受けているということ、看過できるのかということはあると思ふんです。

しかも、久米設計もパシフィックコンサルタンツも、今問題になつています西松建設との契約実績が幾つもございます。その西松建設について言えば、海外の事業活動で捻出した裏金を日本に持ち込んで受注工作や政界工作に使つていたという疑惑で、当時の副社長らが逮捕されたわけでありまして。日本のODAも絡むことが多い海外での事業では、政治家とかかわりも取りざたされてまいりました。まして、今度は日本側の負担が総額六十億にも上るグアム事業であります。

大臣に伺いたいんですが、こんな形でグアム移転の事業が具体化されていることについてどのよう

○中曽根国務大臣 突然の御質問でございますので御期待できるようなお答えができるかどうかわかりませんが、こういうことに關しましては、透明で、そして疑いの持たれることのないような形でこういうものは進めていくべきことでありまして、また、今後も、そういうような国民の皆さんの御批判にならないような形で政府としても取り組んでいくことが大切、そういうふうな思つております。

○笠井委員 今のようなことでは、なかなか沖縄県民初めとして国民は納得しないと思ひます。それで、グアムの協定はまたこれから議論になると思ふんですが、少なくともこの件に關するすべての資料の本委員会への提出というのがまず私は必要だということを重ねて求めて、きょうの質問は終わります。

○河野委員長 次に、内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣中曽根弘文君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中曽根国務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、新たに外交関係を開設いたしましたコンボに、法律上、日本国大使館を設置することでありまして。

改正の第二は、ブラジルにある在レシフェ日本

国総領事館及びスイスにあります在ジュネーブ日本国総領事館の廃止を行うこととあります。

改正の第三は、新設公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定することとあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額等の改定につきましては、平成二十一年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

○河野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、来る十八日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後四時四十分散會

一部を改正する法律
在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一 大使館の表欧州の項中 「クロアチア日本国大使館」を「在クロアチア日本国大使館」に改める。
「在コンボ日本国大使館」を「在コンボ日本国大使館」に改める。
別表第一のうち二 総領事館の表中南米の項中 「在レシフェ日本国総領事館」を「在レシフェ日本国総領事館」に改める。
「在ジュネーブ日本国総領事館」を「在ジュネーブ日本国総領事館」に改める。
「在スイス」を「在ジュネーブ」に改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号									
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号
アジア	インド	740,000	670,000	633,700	611,600	589,500	519,300	453,000	401,200	357,000	327,100
	インドネシア	730,000	630,000	589,000	567,600	546,100	479,300	415,000	367,100	324,200	297,600
	カンボジア	670,000	650,000	612,200	590,900	569,700	502,100	438,400	388,300	345,800	316,800
	シンガポール	680,000	610,000	568,300	545,500	522,800	454,600	386,400	341,000	295,500	272,800
	スリランカ	660,000	640,000	606,800	585,800	564,700	497,800	434,800	385,000	343,000	314,200
	タイ	610,000	520,000	482,500	463,200	443,900	386,000	328,100	289,500	250,900	231,600
	大韓民国	670,000	560,000	525,400	504,400	483,300	420,300	357,300	315,200	273,200	252,200
	中華人民共和国	860,000	690,000	643,900	619,200	594,600	519,300	445,300	383,300	344,000	316,700
	ネパール	750,000	730,000	692,200	669,900	647,600	574,300	507,400	450,000	405,400	370,200
	パキスタン	780,000	710,000	676,100	654,400	632,800	561,400	496,400	440,300	397,000	362,400
	バンラデシ	750,000	730,000	692,200	669,900	647,600	574,300	507,400	450,000	405,400	370,200
	東ティモール	820,000	790,000	752,000	728,800	705,700	627,900	558,400	495,700	449,400	409,700
	フィリピン	640,000	550,000	514,000	495,600	477,100	419,300	364,000	322,100	285,200	261,600
	ブータン	690,000	670,000	628,300	606,400	584,500	515,000	449,400	397,900	354,200	324,500
	ブルネイ	620,000	600,000	563,500	542,100	520,600	455,000	390,700	345,100	302,200	278,100
	ペトナム	700,000	640,000	599,800	577,900	556,000	487,900	422,300	373,506	329,800	302,800
オセアニア	ミクロネシア	560,000	500,000	471,800	452,900	434,000	377,400	320,800	283,100	245,300	226,400
	マーシャル	890,000	860,000	815,500	788,200	761,000	672,900	591,200	523,900	469,500	429,300
	モルデアイア	680,000	660,000	617,500	596,100	574,600	506,400	442,100	391,500	348,600	319,300

大洋州	モンゴル	750,000	730,000	687,300	663,000	638,800	562,200	489,500	433,300	384,900	352,800	328,600	304,400
	ラオス	710,000	690,000	649,700	626,900	604,200	532,100	463,900	410,800	365,300	334,800	312,000	289,300
大洋州	オーストラリア	660,000	600,000	557,600	535,300	513,000	446,100	379,200	334,600	290,000	267,700	245,400	223,100
	キリバス	730,000	710,000	670,700	649,300	627,800	557,100	492,800	437,100	394,200	359,800	338,400	317,000
	サモア	710,000	690,000	648,000	624,200	600,400	526,500	455,100	402,500	354,900	326,000	302,200	278,400
	ソロモン	780,000	760,000	719,900	698,000	676,100	602,200	536,600	476,400	432,700	394,300	372,400	350,600
	ツバル	730,000	710,000	670,700	649,300	627,800	557,100	492,800	437,100	394,200	359,800	338,400	317,000
	トンガ	640,000	620,000	583,700	562,400	541,200	475,000	411,300	363,900	321,400	295,100	273,800	252,600
	ナウル	640,000	620,000	583,700	562,400	541,200	475,000	411,300	363,900	321,400	295,100	273,800	252,600
	ニュージーランド	630,000	610,000	568,300	545,500	522,800	454,600	386,400	341,000	295,500	272,800	250,000	227,300
	バヌアツ	650,000	630,000	589,000	567,600	546,100	479,300	415,000	367,100	324,200	297,600	276,200	254,800
	バブアニューギニア	850,000	830,000	784,100	759,700	735,200	653,600	580,300	515,000	466,100	425,100	400,700	376,300
	パラオ	590,000	570,000	531,400	511,200	491,100	429,300	368,800	325,800	285,500	262,700	242,600	222,400
	フィジー	670,000	650,000	612,200	590,900	569,700	502,100	438,400	388,300	345,800	316,800	295,500	274,300
	マーシャル	610,000	590,000	551,500	531,600	511,600	449,300	389,500	344,600	304,700	279,600	259,700	239,800
	ミクロネシア	600,000	580,000	542,000	521,400	500,900	437,800	376,000	332,200	291,000	267,800	247,200	226,700
北米	アメリカ合衆国	770,000	600,000	557,600	536,100	493,200	428,900	364,600	321,700	278,800	257,300	235,900	214,500
	カナダ	700,000	630,000	584,400	561,000	537,600	467,500	397,400	350,600	303,900	280,500	257,100	233,800
中南米	アルゼンチン	530,000	510,000	477,100	458,000	439,000	381,700	324,400	286,300	248,100	229,000	209,900	190,900
	アンティグア・バーブーダ	670,000	650,000	606,400	583,200	560,100	489,300	419,800	370,800	324,500	298,700	275,600	252,400
	バルグアイ	580,000	560,000	520,000	499,200	478,400	416,000	353,600	312,000	270,400	249,600	228,800	208,000
	エクアドル	670,000	640,000	605,200	583,100	561,000	492,200	425,900	376,800	332,600	305,400	283,300	261,200
	エルサルバドル	720,000	700,000	660,400	637,200	614,100	540,700	471,200	417,200	370,900	339,900	316,800	293,600
	ガイアナ	730,000	700,000	658,800	634,500	610,300	535,100	462,400	408,900	360,500	331,100	306,900	282,700
	キューバ	850,000	820,000	778,000	752,200	726,500	642,900	565,700	501,400	450,000	411,300	385,600	359,900
	グアテマラ	680,000	660,000	615,800	593,300	570,700	500,700	433,200	383,100	338,100	310,500	288,000	265,500
	グレナダ	700,000	680,000	637,300	613,900	590,500	517,900	447,800	396,000	349,300	320,800	297,400	274,100
	コスタリカ	570,000	560,000	520,700	500,900	481,200	420,700	361,500	319,400	279,900	257,600	237,800	218,100
	コロンビア	720,000	700,000	665,400	644,100	622,900	552,800	489,100	433,900	391,400	357,300	336,000	314,800
	ジャマイカ	680,000	660,000	615,800	593,300	570,700	500,700	433,200	383,100	338,100	310,500	288,000	265,500
	スリナム	790,000	770,000	717,700	691,100	664,500	582,200	502,400	444,300	391,100	359,400	332,800	306,200
	セントクリス토퍼・ネイビス	670,000	650,000	606,400	583,200	560,100	489,300	419,800	370,800	324,500	298,700	275,600	252,400
	セントビンセント	700,000	680,000	637,300	613,900	590,500	517,900	447,800	396,000	349,300	320,800	297,400	274,100
	セントルシア	700,000	680,000	637,300	613,900	590,500	517,900	447,800	396,000	349,300	320,800	297,400	274,100
	トリニダ	630,000	600,000	562,900	540,400	517,800	450,300	382,800	337,700	292,700	270,200	247,700	225,200
	トリニダ共和国	700,000	680,000	637,300	613,900	590,500	517,900	447,800	396,000	349,300	320,800	297,400	274,100
	ドミニカ共和国	660,000	640,000	601,400	580,600	559,800	493,500	431,100	381,800	340,200	311,600	290,800	270,000

欧州	トリニダード・トバゴ	730,000	710,000	665,800	642,400	619,000	545,000	474,900	420,400	373,700	342,500	319,100	295,800
	ニカラグア	770,000	750,000	708,200	685,300	662,300	587,100	518,300	459,600	413,700	377,800	354,900	332,000
	ハイチ	900,000	880,000	838,300	814,500	790,700	707,700	636,300	565,600	518,000	471,000	447,200	423,400
	パナマ	600,000	580,000	542,000	521,400	500,900	437,800	376,000	332,200	291,000	267,800	247,200	226,700
	パハマ	680,000	660,000	621,200	598,400	575,700	505,000	436,800	386,400	340,900	313,100	290,300	267,600
	パラグアイ	620,000	600,000	567,500	546,900	526,400	462,100	400,300	354,200	313,000	287,300	266,700	246,200
	バルバドス	700,000	680,000	637,300	613,900	590,500	517,900	447,800	396,000	349,300	320,800	297,400	274,100
	ブラジル	710,000	680,000	638,500	614,100	589,600	515,000	441,700	390,100	341,200	314,100	289,700	265,300
	ベネズエラ	760,000	730,000	685,500	660,200	634,900	556,500	480,600	425,000	374,400	344,000	318,700	293,400
	ペリウズ	700,000	680,000	637,300	613,900	590,500	517,900	447,800	396,000	349,300	320,800	297,400	274,100
	ペルー	720,000	700,000	655,000	632,100	609,100	536,400	467,600	414,000	368,100	337,300	314,400	291,500
	ボリビア	790,000	760,000	725,300	703,200	681,100	606,500	540,200	479,700	435,500	396,900	374,800	352,700
	ホンジュラス	720,000	700,000	655,000	632,100	609,100	536,400	467,600	414,000	368,100	337,300	314,400	291,500
	メキシコ	680,000	660,000	617,200	593,600	570,000	497,900	427,100	377,300	330,100	303,900	280,300	256,700
	アイスランド	680,000	660,000	611,100	586,700	562,200	488,900	415,600	366,700	317,800	293,300	268,900	244,500
	アイルランド	770,000	740,000	691,600	664,000	636,300	553,300	470,300	415,000	359,600	332,000	304,300	276,700
	アゼルバイジャン	790,000	770,000	719,400	693,900	668,400	587,900	511,300	452,600	401,600	368,200	342,700	317,200
	アルバニア	900,000	870,000	815,900	786,500	757,100	665,100	577,000	510,500	451,700	414,600	385,200	355,800
	アルメニア	820,000	790,000	746,200	719,600	693,000	609,300	529,500	468,700	415,500	381,100	354,500	327,900
	アンボラ	730,000	700,000	654,100	628,000	601,800	523,300	444,800	392,500	340,100	314,000	287,800	261,700
	イタリヤ	800,000	720,000	670,100	643,300	616,500	536,100	455,700	402,100	348,500	321,700	294,900	268,100
	ウクライナ	770,000	740,000	697,900	673,200	648,600	570,700	496,700	439,700	390,400	357,900	333,300	308,600
	ウズベキスタン	610,000	590,000	558,500	539,400	520,400	459,200	401,900	356,100	317,900	291,000	271,900	252,900
英国	英国	860,000	720,000	675,500	648,500	621,500	540,400	459,300	405,300	351,300	324,200	297,200	270,200
	エストニア	740,000	720,000	670,800	645,000	619,300	540,800	463,600	409,400	358,000	329,600	303,900	278,200
	オーストリア	810,000	730,000	680,900	653,600	626,400	544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400
	オランダ	720,000	690,000	643,400	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
	カザフスタン	850,000	820,000	778,000	752,200	726,500	642,900	565,700	501,400	450,000	411,300	385,600	359,900
	キプロス	720,000	690,000	643,400	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
	ギリシャ	720,000	690,000	643,400	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
	キルギス	850,000	820,000	778,000	752,200	726,500	642,900	565,700	501,400	450,000	411,300	385,600	359,900
	グルジア	790,000	770,000	719,400	693,900	668,400	587,900	511,300	452,600	401,600	368,200	342,700	317,200
	クロアチア	720,000	700,000	648,800	622,800	596,900	519,000	441,200	389,300	337,400	311,400	285,500	259,500
	コソボ	860,000	830,000	776,700	747,700	718,800	629,400	542,600	479,700	421,800	387,700	358,800	329,800
	サンマリノ	750,000	720,000	670,100	643,300	616,500	536,100	455,700	402,100	348,500	321,700	294,900	268,100
	スイス	750,000	720,000	670,100	643,300	616,500	536,100	455,700	402,100	348,500	321,700	294,900	268,100
	スウェーデン	760,000	730,000	680,900	653,600	626,400	544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400
	スペイン	720,000	700,000	648,800	622,800	596,900	519,000	441,200	389,300	337,400	311,400	285,500	259,500

スロバキア	780,000	750,000	702,400	674,300	646,200	561,900	477,600	421,400	365,200	337,100	309,000	281,000
スロベニア	690,000	660,000	616,500	591,800	567,200	493,200	419,200	369,900	320,600	295,900	271,300	246,600
セルビア	860,000	830,000	776,700	747,700	718,800	629,400	542,600	479,700	421,800	387,700	358,800	329,800
タジキスタン	750,000	730,000	693,000	672,200	651,400	580,700	518,300	460,300	418,700	381,400	360,600	339,800
チェコ	730,000	710,000	659,400	633,000	606,600	527,500	448,400	395,600	342,900	316,500	290,100	263,800
デンマーク	760,000	740,000	686,300	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
ドイツ	820,000	690,000	643,400	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
トルクメニスタン	750,000	730,000	692,200	669,900	647,600	574,300	507,400	450,000	405,400	370,200	347,900	325,600
ノルウェー	790,000	770,000	713,000	684,500	656,000	570,400	484,800	427,800	370,800	342,200	313,700	285,200
パチカン	750,000	720,000	670,100	643,300	616,500	536,100	455,700	402,100	348,500	321,700	294,900	268,100
ハンガリー	740,000	710,000	664,800	638,200	611,600	531,800	452,000	398,900	345,700	319,100	292,500	265,900
フィリピン	770,000	740,000	691,600	664,000	636,300	553,300	470,300	415,000	359,600	332,000	304,300	276,700
フランス	830,000	700,000	654,100	628,000	601,800	523,300	444,800	392,500	340,100	314,000	287,800	261,700
ブルガリア	740,000	720,000	670,800	645,000	619,300	540,800	463,600	409,400	358,000	329,600	303,900	278,200
ベラルーシ	750,000	720,000	681,900	657,900	633,900	557,900	485,800	430,100	382,100	350,200	326,200	302,200
ベルギー	750,000	720,000	670,100	643,300	616,500	536,100	455,700	402,100	348,500	321,700	294,900	268,100
ポーランド	700,000	670,000	627,300	602,200	577,100	501,800	426,500	376,400	326,200	301,100	276,000	250,900
ボスニア・ヘルツェゴビナ	790,000	770,000	719,400	693,900	668,400	587,900	511,300	452,600	401,600	368,200	342,700	317,200
ホルトガル	710,000	680,000	638,000	612,500	587,000	510,400	433,800	382,800	331,800	306,200	280,700	255,200
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	810,000	790,000	735,000	706,700	678,400	592,200	507,300	448,000	391,400	360,500	332,200	303,900
マルタ	720,000	700,000	648,800	622,800	596,900	519,000	441,200	389,300	337,400	311,400	285,500	259,500
モナコ	730,000	700,000	654,100	628,000	601,800	523,300	444,800	392,500	340,100	314,000	287,800	261,700
モルドバ	760,000	740,000	692,500	668,100	643,600	566,400	493,100	436,500	387,600	355,300	330,900	306,500
モンテネグロ	860,000	830,000	776,700	747,700	718,800	629,400	542,600	479,700	421,800	387,700	358,800	329,800
ラトビア	720,000	700,000	654,700	629,600	604,500	527,900	452,600	399,800	349,600	321,900	296,800	271,700
リトアニア	760,000	730,000	686,800	660,400	634,000	553,600	474,500	419,000	366,300	337,300	310,900	284,600
リヒテンシュタイン	750,000	720,000	675,500	648,500	621,500	540,400	459,300	405,300	351,300	324,200	297,200	270,200
ルーマニア	720,000	690,000	649,300	624,400	599,500	523,600	449,000	396,500	346,800	319,300	294,400	269,600
ルクセンブルク	720,000	690,000	643,400	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
ロシア	950,000	770,000	717,700	691,100	664,500	582,200	502,400	444,300	391,100	359,400	332,800	306,200
中東												
アラブ首長国連邦	1,050,000	1,030,000	978,800	952,800	926,900	833,300	755,500	672,200	620,300	562,800	536,900	510,900
イエメン	660,000	640,000	601,000	578,100	555,100	485,000	416,200	367,600	321,700	296,100	273,200	250,300
イスラエル	800,000	780,000	735,900	713,400	690,800	615,000	547,500	486,000	441,000	402,000	379,500	357,000
イラク	810,000	740,000	690,900	665,400	639,900	560,800	484,200	428,200	377,200	346,500	321,000	295,500
イラン	1,060,000	1,040,000	989,400	963,000	936,600	841,800	762,700	678,500	625,800	567,900	541,500	515,200
オマーン	830,000	800,000	756,500	731,600	706,700	625,700	551,100	488,500	438,800	401,000	376,100	351,300
	630,000	610,000	568,900	547,200	525,600	459,300	394,300	348,300	305,000	280,700	259,100	237,400

	カタール	680,000	660,000	621,200	598,400	575,700	505,000	436,800	386,400	340,900	313,100	290,300	267,600
	クウェート	720,000	700,000	660,400	637,200	614,100	540,700	471,200	417,200	370,900	339,900	316,800	293,600
	サウジアラビア	730,000	710,000	670,700	649,300	627,800	557,100	492,800	437,100	394,200	359,800	338,400	317,000
	シリア	700,000	680,000	639,000	616,700	594,400	523,600	456,700	404,400	359,800	329,700	307,400	285,100
	トルコ	840,000	810,000	756,500	727,400	698,200	609,400	521,900	460,900	402,500	370,800	341,600	312,500
	バーレーン	670,000	650,000	610,500	588,200	565,900	496,500	429,600	380,000	335,400	308,000	285,700	263,400
	ヨルダン	640,000	620,000	583,700	562,400	541,200	475,000	411,300	363,900	321,400	295,100	273,800	252,600
	レバノン	720,000	700,000	660,400	637,200	614,100	540,700	471,200	417,200	370,900	339,900	316,800	293,600
アラビヤ	アルジェリア	710,000	680,000	644,300	621,800	599,200	527,800	460,300	407,500	362,500	332,200	309,700	287,200
	アンゴラ	960,000	930,000	886,600	860,800	835,100	746,300	669,100	594,500	543,100	494,100	468,400	442,700
	ウガンダ	800,000	780,000	741,300	718,500	695,800	619,300	551,100	489,300	443,800	404,600	381,800	359,100
	エジプト	690,000	630,000	589,000	567,600	546,100	479,300	415,000	367,100	324,200	297,600	276,200	254,800
	エチオピア	780,000	760,000	719,000	695,600	672,200	595,700	525,600	466,000	419,300	383,000	359,600	336,300
	エリトリア	780,000	750,000	713,600	690,400	667,300	591,400	521,900	462,800	416,500	380,400	357,300	334,100
	ガーナ	800,000	780,000	741,300	718,500	695,800	619,300	551,100	489,300	443,800	404,600	381,800	359,100
	カーボヴェルデ	830,000	810,000	761,900	736,800	711,700	630,000	554,700	491,800	441,600	403,600	378,500	353,400
	ガボン	870,000	840,000	794,000	767,600	741,200	655,700	576,600	511,000	458,300	419,000	392,600	366,300
	カメルーン	880,000	860,000	811,000	785,500	760,000	675,100	598,500	531,100	480,100	438,000	412,500	387,000
	ガンビア	830,000	810,000	761,900	736,800	711,700	630,000	554,700	491,800	441,600	403,600	378,500	353,400
	ギニア	880,000	860,000	816,800	793,900	770,900	690,500	621,700	552,700	506,800	460,600	437,700	414,800
	ギニアビサウ	830,000	800,000	756,500	731,600	706,700	625,700	551,100	488,500	438,800	401,000	376,100	351,300
	ケニア	760,000	740,000	692,500	668,100	643,600	566,400	493,100	436,500	387,600	353,300	330,900	306,500
	コートジボワール	890,000	870,000	821,800	795,800	769,900	683,700	605,900	537,600	485,700	443,200	417,300	391,300
	コモロ	660,000	640,000	599,800	577,900	556,000	487,900	422,300	373,500	329,800	302,800	280,900	259,100
	コンゴ共和国	870,000	850,000	799,400	772,800	746,200	660,000	580,200	514,300	461,100	421,600	395,000	368,400
	コンゴ民主共和国	920,000	890,000	849,100	824,800	800,600	716,300	643,600	572,000	523,600	476,100	451,900	427,700
	サントメ・プリンシペ	860,000	830,000	783,400	757,400	731,500	647,200	569,400	504,700	452,800	413,900	388,000	362,000
	ザンビア	800,000	780,000	735,100	711,100	687,100	608,600	536,500	475,700	427,700	390,700	366,700	342,700
	シエラレオネ	760,000	740,000	697,500	675,000	652,400	578,500	511,000	453,100	408,100	372,700	350,200	327,700
	ジブチ	780,000	760,000	719,000	695,600	672,200	595,700	525,600	466,000	419,300	383,000	359,600	336,300
	ジンバブエ	830,000	800,000	762,800	739,200	715,600	636,500	565,700	502,200	455,000	414,900	391,300	367,700
	スーダン	790,000	770,000	730,600	708,300	686,000	610,800	543,900	482,900	438,300	399,500	377,200	354,900
	スワジランド	620,000	600,000	567,500	546,900	526,400	462,100	400,300	354,200	313,000	287,300	266,700	246,200
	セーシェル	730,000	700,000	658,800	634,500	610,300	535,100	462,400	408,900	360,500	331,100	306,900	282,700
	赤道ギニア	870,000	850,000	799,400	772,800	746,200	660,000	580,200	514,300	461,100	421,600	395,000	368,400
	セネガル	830,000	810,000	761,900	736,800	711,700	630,000	554,700	491,800	441,600	403,600	378,500	353,400
	ソマリア	820,000	800,000	751,100	726,400	701,800	621,400	547,400	485,300	436,000	398,400	373,800	349,100
	タンザニア	800,000	780,000	735,900	713,400	690,800	615,000	547,500	486,000	441,000	402,000	379,500	357,000

チャド	850,000	820,000	778,000	752,200	726,500	642,900	565,700	501,400	450,000	411,300	385,600	359,900
中央アフリカ	880,000	860,000	811,000	785,500	760,000	675,100	598,500	531,100	480,100	438,000	412,500	387,000
チュニジア	590,000	570,000	531,400	511,200	491,100	429,300	368,800	325,800	285,500	262,700	242,600	222,400
トーゴ	850,000	820,000	778,000	752,200	726,500	642,900	565,700	501,400	450,000	411,300	385,600	359,900
ナイジェリア	950,000	920,000	875,800	850,500	825,200	737,700	661,800	588,100	537,500	489,000	463,700	438,400
ナミビア	630,000	610,000	572,900	552,100	531,300	466,400	404,000	357,400	315,800	289,900	269,100	248,300
ニジェール	840,000	810,000	767,200	741,900	716,600	634,300	558,400	495,000	444,400	406,200	380,900	355,600
ブルキナファソ	890,000	860,000	816,400	790,600	764,900	679,400	602,200	534,300	482,900	440,600	414,900	389,200
ブルンジ	820,000	800,000	751,100	726,400	701,800	621,400	547,400	485,300	436,000	398,400	373,800	349,100
ベナン	890,000	860,000	816,400	790,600	764,900	679,400	602,200	534,300	482,900	440,600	414,900	389,200
ボツワナ	730,000	710,000	670,700	649,300	627,800	557,100	492,800	437,100	394,200	359,800	338,400	317,000
マダガスカル	740,000	720,000	681,500	659,600	637,700	565,700	500,100	443,500	399,800	365,000	343,100	321,300
マラウイ	830,000	810,000	768,100	744,300	720,500	640,800	569,400	505,400	457,800	417,500	393,700	369,900
マリ	880,000	860,000	811,000	785,500	760,000	675,100	598,500	531,100	480,100	438,000	412,500	387,000
南アフリカ共和国	670,000	600,000	567,500	546,900	526,400	462,100	400,300	354,200	313,000	287,300	266,700	246,200
モーリタニア	650,000	630,000	594,400	572,700	551,100	483,600	418,600	370,300	327,000	300,200	278,600	256,900
モザンビーク	870,000	850,000	800,300	775,200	750,100	666,500	591,200	524,700	474,500	432,900	407,800	382,700
モロッコ	790,000	770,000	730,600	708,300	686,000	610,800	543,900	482,900	438,300	399,500	377,200	354,900
リビア	620,000	600,000	558,200	536,900	515,700	450,700	387,000	341,900	299,400	275,600	254,300	233,100
リベリア	630,000	610,000	574,700	554,900	535,200	472,100	412,900	365,800	326,300	298,800	279,000	259,300
ルワンダ	790,000	770,000	730,600	708,300	686,000	610,800	543,900	482,900	438,300	399,500	377,200	354,900
レソト	850,000	830,000	784,100	759,700	735,200	653,600	580,300	515,000	466,100	425,100	400,700	376,300
	620,000	600,000	567,500	546,900	526,400	462,100	400,300	354,200	313,000	287,300	266,700	246,200

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	円 690,000	円 669,900	円 647,600	円 574,300	円 507,400	円 450,000	円 405,400	円 370,200	円 347,900	円 325,600
	チェンナイ	円 630,000	円 611,600	円 589,500	円 519,300	円 453,000	円 401,200	円 357,000	円 327,100	円 305,000	円 282,900
	ムンバイ	円 650,000	円 611,600	円 589,500	円 519,300	円 453,000	円 401,200	円 357,000	円 327,100	円 305,000	円 282,900
	ジャカルタ	円 580,000	円 567,600	円 546,100	円 479,300	円 415,000	円 367,100	円 324,200	円 297,600	円 276,200	円 254,800
	スラバヤ	円 610,000	円 567,600	円 546,100	円 479,300	円 415,000	円 367,100	円 324,200	円 297,600	円 276,200	円 254,800
	デンプサル	円 580,000	円 567,600	円 546,100	円 479,300	円 415,000	円 367,100	円 324,200	円 297,600	円 276,200	円 254,800
	メダン	円 580,000	円 567,600	円 546,100	円 479,300	円 415,000	円 367,100	円 324,200	円 297,600	円 276,200	円 254,800
	チェンマイ	円 460,000	円 447,700	円 429,100	円 373,100	円 317,100	円 279,800	円 242,500	円 223,900	円 205,200	円 186,600
	清州	円 520,000	円 483,800	円 463,700	円 403,200	円 342,700	円 302,400	円 262,100	円 241,900	円 221,800	円 201,600
	釜山	円 520,000	円 483,800	円 463,700	円 403,200	円 342,700	円 302,400	円 262,100	円 241,900	円 221,800	円 201,600

大洋州	広州	600,000	561,000	537,600	467,500	397,400	350,600	303,900	280,500	257,100	233,800
	上海	630,000	586,700	562,200	488,900	415,600	366,700	317,800	293,300	268,900	244,500
	重慶	660,000	613,900	590,500	517,900	447,800	396,000	349,300	320,800	297,400	274,100
	瀋陽	640,000	598,400	575,700	505,000	436,800	386,400	340,900	313,100	290,300	267,600
	青島	610,000	591,800	567,200	493,200	419,200	369,900	320,600	295,900	271,300	246,600
	香港	590,000	545,500	522,800	454,600	386,400	341,000	295,500	272,800	250,000	227,300
	カラチ	740,000	703,200	681,100	606,500	540,200	479,700	435,500	396,900	374,800	352,700
	マニラ	510,000	495,600	477,100	419,300	364,000	322,100	285,200	261,600	243,200	224,800
	ホーチミン	590,000	547,200	525,600	459,300	394,300	348,300	305,000	280,700	259,100	237,400
	コタキナバル	480,000	470,100	451,600	395,000	339,700	300,100	263,200	242,100	223,700	205,300
	ペナシ	450,000	437,500	419,300	364,600	309,900	273,500	237,000	218,800	200,500	182,300
	シドニー	590,000	545,500	522,800	454,600	386,400	341,000	295,500	272,800	250,000	227,300
	パース	550,000	535,300	513,000	446,100	379,200	334,600	290,000	267,700	245,400	223,100
	ブリスベン	570,000	535,300	513,000	446,100	379,200	334,600	290,000	267,700	245,400	223,100
北米	メルボルン	580,000	540,400	517,800	450,300	382,800	337,700	292,700	270,200	247,700	225,200
	オークランド	560,000	545,500	522,800	454,600	386,400	341,000	295,500	272,800	250,000	227,300
	ポートモレスビー	780,000	759,700	735,200	653,600	580,300	515,000	466,100	425,100	400,700	376,300
	アトランタ	530,000	494,000	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900
	サンフランシスコ	570,000	535,300	513,000	446,100	379,200	334,600	290,000	267,700	245,400	223,100
	シアトル	540,000	499,200	478,400	416,000	353,600	312,000	270,400	249,600	228,800	208,000
	シカゴ	560,000	519,800	498,200	433,200	368,200	324,900	281,600	259,900	238,300	216,600
	デトロイト	530,000	494,000	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900
	デンバー	530,000	514,700	493,200	428,900	364,600	321,700	278,800	257,300	235,900	214,500
	ナッシュビル	530,000	494,000	473,500	411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900
	ニューヨーク	660,000	571,300	547,500	476,100	404,700	357,100	309,500	285,700	261,900	238,100
	ハガツニヤ	530,000	509,500	488,300	424,600	360,900	318,500	276,000	254,800	233,500	212,300
	ヒューストン	560,000	519,800	498,200	433,200	368,200	324,900	281,600	259,900	238,300	216,600
	ポートランド	490,000	478,700	458,700	398,900	339,100	299,200	259,300	239,300	219,400	199,500
中南米	ボストン	570,000	535,300	513,000	446,100	379,200	334,600	290,000	267,700	245,400	223,100
	ホノルル	570,000	530,200	508,100	441,800	375,500	331,400	287,200	265,100	243,000	220,900
	マニラ	550,000	514,700	493,200	428,900	364,600	321,700	278,800	257,300	235,900	214,500
	ロサンゼルス	560,000	525,000	503,100	437,500	371,900	328,100	284,400	262,500	240,600	218,800
	カルガリー	570,000	555,800	532,700	463,200	393,700	347,400	301,100	277,900	254,800	231,600
	トロント	610,000	571,300	547,500	476,100	404,700	357,100	309,500	285,700	261,900	238,100
	バンクーバー	610,000	566,200	542,600	471,800	401,000	353,900	306,700	283,100	259,500	235,900
	モントリオール	580,000	561,000	537,600	467,500	397,400	350,600	303,900	280,500	257,100	233,800
	クリチバ	600,000	581,600	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400

欧州	サンパワロ	690,000	639,900	614,400	536,500	459,900	406,200	355,200	327,000	301,500	276,000
	ベレン	650,000	634,500	610,300	535,100	462,400	408,900	360,500	331,100	306,900	282,700
	マナウス	680,000	663,000	638,800	562,200	489,500	433,300	384,900	352,800	328,600	304,400
	リオデジャネイロ	690,000	644,700	620,100	543,600	469,600	415,300	366,000	336,200	311,600	286,900
	レシフェ	650,000	634,500	610,300	535,100	462,400	408,900	360,500	331,100	306,900	282,700
	リマ	650,000	632,100	609,100	536,400	467,600	414,000	368,100	337,300	314,400	291,500
	ミラノ	710,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
	エディンバラ	640,000	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
	ロンドン	670,000	648,500	621,500	540,400	459,300	405,300	351,300	324,200	297,200	270,200
	ジュネーブ	670,000	648,500	621,500	540,400	459,300	405,300	351,300	324,200	297,200	270,200
	バルセロナ	650,000	628,000	601,800	523,300	444,800	392,500	340,100	314,000	287,800	261,700
	デュッセルドルフ	660,000	612,500	587,000	510,400	433,800	382,800	331,800	306,200	280,700	255,200
	ハンブルク	640,000	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
	フランクフルト	660,000	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
	ミュンヘン	640,000	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
	ストラスブール	660,000	617,600	591,900	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
中東	マルセイユ	620,000	602,200	577,100	501,800	426,500	376,400	326,200	301,100	276,000	250,900
	ウラジオストク	770,000	719,600	693,000	609,300	529,500	468,700	415,500	381,100	354,500	327,900
	サンクトペテルブルク	710,000	691,100	664,500	582,200	502,400	444,300	391,100	359,400	332,800	306,200
	ハノイ	770,000	719,600	693,000	609,300	529,500	468,700	415,500	381,100	354,500	327,900
	ユジノサハリンスク	820,000	772,800	746,200	660,000	580,200	514,300	461,100	421,600	395,000	368,400
	ドバイ	600,000	583,200	560,100	489,300	419,800	370,800	324,500	298,700	275,600	252,400
	ジッタ	620,000	601,200	579,600	510,700	445,700	394,700	351,400	321,900	300,300	278,600
	イスตันบูล	710,000	689,600	660,900	574,700	488,500	431,000	373,600	344,800	316,100	287,400

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号											
北米	ニューヨーク (国際連合)	760,000 円	640,000 円	595,100 円	571,300 円	547,500 円	476,100 円	404,700 円	357,100 円	309,500 円	285,700 円	261,900 円	238,100 円
	モントリオール (国際民間航空機関)	650,000	630,000	584,400	561,000	537,600	467,500	397,400	350,600	303,900	280,500	257,100	233,800
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機関)	760,000	730,000	680,900	653,600	626,400	544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	860,000	720,000	675,500	648,500	621,500	540,400	459,300	405,300	351,300	324,200	297,200	270,200

(革縮会議)	750,000	720,000	675,500	648,500	621,500	540,400	459,300	405,300	351,300	324,200	297,200	270,200
ノリ												
(経済協力開発機構)	780,000	700,000	654,100	628,000	601,800	523,300	444,800	392,500	340,100	314,000	287,800	261,700
(国際連合教育科学文化機関)	730,000	700,000	654,100	628,000	601,800	523,300	444,800	392,500	340,100	314,000	287,800	261,700
フリ エッセル												
(欧州連合)	800,000	720,000	670,100	643,300	616,500	536,100	455,700	402,100	348,500	321,700	294,900	268,100

附
則

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レシフエ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在コソボ日本国大使館を新設し、在レシフェ及び在ジュネーブの総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附 則 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レシフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。	理 由 在コソボ日本国大使館を新設し、在レシフェ及び在ジュネーブの総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年三月二十四日印刷

平成二十一年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C